

平成21年4月制定
令和8年6月改定11

信号機工事共通仕様書

秋田県警察本部交通部交通規制課

信号機工事共通仕様書

目 次

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 適用範囲	1
------------	---

1.1.2 関係法規等の適用	1
----------------	---

第2節 完成図書

1.2.1 目的	1
----------	---

1.2.2 完成図書	1
------------	---

第2章 信号機設置

第1節 信号専用柱建柱

2.1.1 信号専用柱の種類	2
----------------	---

2.1.2 建柱位置	2
------------	---

2.1.3 根巻き基礎コンクリート	2
-------------------	---

2.1.4 根かせ	2
-----------	---

2.1.5 路面復旧	2
------------	---

2.1.6 接地	2
----------	---

第2節 制御機設置

2.2.1 設置位置	3
------------	---

2.2.2 設置方法	3
------------	---

2.2.3 接地	3
----------	---

第3節 信号灯器取付け

2.3.1 取付け位置	3
-------------	---

2.3.2 取付け方法	3
-------------	---

第4節 車両感知器等設置

2.4.1 設置位置	3
------------	---

2.4.2 設置方法	3
------------	---

2.4.3 接地	4
----------	---

2.4.4 超音波送受器等取付け方法	4
--------------------	---

第5節 押ボタン箱等取付け

2.5.1 取付け位置	4
-------------	---

2.5.2 取付け方法	4
-------------	---

2.5.3 接地	4
----------	---

第6節 配線

2.6.1 使用材料	4
------------	---

2.6.2 電線の接続	4
-------------	---

2.6.3	電線と機器端子との接続	4
2.6.4	電線の色別	4
2.6.5	絶縁抵抗	4
2.6.6	架空配線	4
2.6.7	地中配線	5
2.6.8	電源引込み	5
2.6.9	専用回線引込み	6
第7節 その他		
2.7.1	信号機鍵の借受け	6
2.7.2	建設発生土の取扱い	6
2.7.3	電気料金容量変更手続	6
2.7.4	工事関係書類の作成	6
2.7.5	疑義等の決定	6

信号機工事共通仕様書

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 適用範囲

この仕様書は、道路交通法第4条に基づく信号機の工事（以下「工事」という。）について適用する。

また、この共通仕様書に定めのない事項については、「秋田県土木工事共通仕様書」を適用する。

なお、設計図書及び特記仕様書に記載のあるものについては、この仕様書に優先する。

1.1.2 関係法規等の適用

工事の着手にあたり、次の法令規則を遵守する。

- (1) 道路交通法
- (2) 道路交通法施行令
- (3) 道路交通法施行規則
- (4) 道路法
- (5) 道路法施行令
- (6) 道路法施行規則
- (7) 道路構造令
- (8) 道路構造令施行規則
- (9) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (10) 関係電力会社制定、内線工事規定及び電力供給規定
- (11) 端末設備等規則
- (12) 端末機器の技術基準適合認定に関する規則
- (13) 専用回線端末等の接続の技術的条件に関する規則
- (14) その他関連法令

第2節 完成図書

1.2.1 目的

完成図書は、工事内容を正確に記録保存し、施設の保全管理の適正化を図るとともに、完成検査及び施設の改修等の計画に資することを目的とする。

1.2.2 完成図書

完成図書は、完成図書作成基準（別添1）に示す内容を整理し、提出する。

なお、各写真（検査写真、完成写真、工事写真）は2部提出とする。

第2章 信号機設置

第1節 信号専用柱建柱

2.1.1 信号専用柱の種類

信号専用柱（以下「専用柱」という。）は別途指定した場合を除き、原則として一般構造用炭素鋼鋼管とし、溶融亜鉛メッキ処理等したものとする。（付図1）

工事で調達する専用柱は設計図書に示す規格とする。

2.1.2 建柱位置

(1) 建柱位置は、設計図書によるほか、あらかじめ監督職員から指示を受けた位置とする。ただし、掘削中に地下埋設物が確認された場合は、再度指示を受けるものとする。

(2) 掘削は、地下埋設物に注意を払い丸穴式工法で行うものとする。地下埋設物は、あらかじめ各管理者に照会・確認し、破損事故に注意する。

なお、破損させた場合は受注者の負担により原状復旧する。

(3) 根入れは「柱長の 1/6 以上」埋設し、専用柱底部には沈下防止の底板を敷設する。

2.1.3 根巻き基礎コンクリート

(1) 地際には、付図2に示すコンクリート根巻きを施す。掘削後、平坦に均し、碎石（C-40またはRC-40）を基礎下部に敷したのち、転圧機等を用いて頑丈に突き詰める。

基礎は現場条件に応じた規格とするため、付図2に示す規格は参考値である。

(2) 基礎コンクリートは無筋とし、振動機を使用して、コンクリートをムラなく隅々まで締め固める。

(3) 基礎コンクリート強度が増すまで必要な養生期間を確保する。

なお、養生期間は「秋田県土木工事共通仕様書」に定めた期間とする。

(4) 埋設物等により専用柱の埋設深さを確保できない場合は、付図3のとおりとする。

2.1.4 根かせ

地下埋設物により基礎コンクリートの設置ができない場合は、根かせを用いて堅牢に埋め戻し、専用柱の傾斜防止を図る。

なお、施工する場合は監督職員の指示を受け、対応する。

2.1.5 路面復旧

設計図書に示すほか、道路管理者の許可条件に従い適切に措置すること。付図4-1から付図8を参考とし、これにより難しい場合は監督職員の指示に従い復旧する。

2.1.6 接地

(1) メッセンジャーワイヤにはD種接地工事を施すこと。また、柱上のアースクランプから接地極までの配線は接地線（IV3.5mm²）を使用する。

なお、既設柱に施工する場合はこの限りではない。

(2) 接地極は銅覆鋼棒（連結式接地棒）を使用し、埋設深さ75cm以上とする。

(3) メッセンジャーワイヤ引留め部からアースクランプを使用し、各柱上端子

箱の接地端子までIV2.0mm²(緑)で接続する。(引留め1箇所につき1個)

第2節 制御機等設置

2.2.1 設置位置

信号制御機、視覚障害者用付加装置及び電池式電源付加装置（以下「制御機等」という。）の設置位置は設計図書によるほか、詳細は監督職員からの指示を受ける。

2.2.2 設置方法

- (1) 制御機及びそれに付随する一体型BOXの設置方法は付図10から付図10-3のとおりとする。また、無停電電源装置については付図10-4から付図10-6のとおりとする。浸水対策箇所は付図11のとおりとする。制御機等の取付高さについては、付図のとおりとする。
- (2) 道路の建築限界、保守点検及び手動制御に適応するよう注意する。
- (3) 取付けは付属の金具を使用し、通行の支障にならないよう注意する。

2.2.3 接地

- (1) 筐体には、D種接地を施工する。
- (2) 接地極は銅覆鋼棒（連結式接地棒）を使用し、埋設深さ75cm以上とする。接地極から筐体接続端子までの配線は接地線（IV3.5mm²）を使用する。
- (3) 信号ケーブル用配管を使用し、筐体接地端子から柱上端子箱内接地端子までの間をIV2.0mm²（緑）で接続する。

第3節 信号灯器取付け

2.3.1 取付け位置

信号灯器の種別、取付け位置及び方法等は、設計図書によるほか詳細については監督職員の指示とする。

2.3.2 取付け方法

標準取付け方法は、付図12-1及び付図12-2のとおりとする。

- (1) 道路の建築限界、視認性及び道路形状等を考慮して取付する。車両用灯器は特に指定のない場合を除き、縦型とする。
- (2) 他所管の電柱等に共架する場合は、電柱管理者の条件を遵守し、毀損したり障害を与えないよう注意する。
- (3) 専用取付金具を使用し、強風や強震にも耐えるよう堅固に取付ける。

第4節 車両感知器設置

2.4.1 設置位置

車両感知器の設置位置は設計図書によるほか、詳細については、詳細は監督職員からの指示を受ける。

2.4.2 設置方法

標準設置方法は付図13のとおりとし、2.2.2の設置方法に準じて行う。

2.4.3 接地

筐体には、2.2.3に準じて施工する。

2.4.4 超音波送受器取付け方法

超音波送受器の標準取付け方法は付図13のとおりとし、2.3.2の取付方法に準じて行う。

第5節 押ボタン箱取付

2.5.1 取付け位置

押ボタン箱の取付け位置及び向きは、監督職員の指示とする。

2.5.2 取付け方法

- (1) 標準取付け方法は、付図14のとおりとする。
- (2) 道路の建築限界を遵守し、横断歩行者が利用しやすいよう考慮する。
- (3) 他所管の電柱等に共架取付けをする場合は、電柱管理者の条件を遵守し、毀損したり障害を与えないこと。
- (4) 取付けは専用取付け金具を使用し、堅固に取付する。
- (5) 押ボタン箱用文字板の表記内容は、付図15－1から付図15－4のとおりとする。その他の場合は、監督職員の指示による。

2.5.3 接地

信号ケーブル用配管を使用し、柱上端子箱内接地端子とIV2.0mm²（緑）で接続する。

第6節 配線

2.6.1 使用材料

配線に使用する電線類、電線管類、支持物、専用柱及び付属品等は、原則として設計図書のとおりとする。

2.6.2 電線の接続

電線の接続は、適正工具を用いて緩みが出ないよう確実に接続する。

2.6.3 電線と機器端子との接続

電線と機器端子との接続は、緩むおそれのないよう圧着端子を用いるなど、確実に接続する。

2.6.4 電線の色別

電源の引込線は、ビニル絶縁電線を使用する。接地側は白色、電源側は黒色とすること。また、接地線は緑色とする。

2.6.5 絶縁抵抗

架空配線及び地中配線の絶縁抵抗値は、0.1MΩ以上であることを確認する。

なお、機器取付け後の漏洩電流は1mA以下とする。

2.6.6 架空配線

架空配線は、次により施工する。

- (1) 吊り線は、支線バンドを使用してワイヤークリップでたるみなく引留める。
また、吊り線にはアースクリップを使用しD種接地を施す。
- (2) 架空配線が道路を横断する場合は、地表上6メートル以上とする。

- (3) 架空配線は、支持用バンドに取付けた低圧引留め碍子に引留める。
- (4) 信号灯器への配線引下げは、鼓型碍子を使用する。柱に接触しないよう引下げ、信号灯器に接続する。碍子の中継間隔は電気設備技術基準の解釈（第157条）に準ずるものとし、配線が他の工作物と接触することのないよう敷設すること。
- (5) 接続端子箱の標準形状は付図16を参考とし、接地端子付きとする。また、地表上より確認できるよう扉表面に「警」の表示をする。
- (6) 柱内用の接続端子箱は付図17を参考とする。
- (7) 接続端子箱の端子箱接続は、左側を入線とし右側を出線とする。
- (8) 接続端子箱と制御機端子台間の配線に使用する電線管は、溶融亜鉛めっきHDZT42以上（配管材含む）の厚鋼電線管（54mm、36mm）とする。
- (9) 厚鋼電線管の立ち上がりの長さは、制御機の底面から3メートル以上とし、2箇所以上を立ち上がりパイプ支持バンドで固定する。先端には雨水等の浸入を防止するためにエントランスキャップを使用する。
- (10) 配線の結束は、各灯器の配線引入口、接続端子箱の出入口、その他必要な箇所バインド線等で施工する。
- (11) 電線が街路樹等により損傷を受けると認められる箇所は、スパイラルスリーブ等の保護材により防護する。
- (12) 配線金物については、付図18から付図21のとおりとする。これにより難しい場合は、監督職員の指示とする。

2.6.7 地中配線

地中配線を行う場合は、次により施工する。

- (1) ケーブルの埋設は管路式とし、管路の太さ種別等の指定は設計図書による。
- (2) 管路の埋設位置は、設計図書によるほか監督職員の指示による。
- (3) 埋設する場合の土かぶりは原則として歩道部分で0.6メートル以上、車道部分では1.2メートル以上とし、また車道部分に埋設する場合は、できる限り道路の縁石に直角又は平行とする。

2.6.8 電源引込み

電源引込みは、次により施工する。

- (1) 防水形開閉器箱（付図22）及び一体型BOXは、カバー付きナイフスイッチ、商用発火切替え開閉器、発動発電機用コンセントを内蔵する。
- (2) 電源引込線の接続点から防水形開閉器箱まで、防水形開閉器箱から制御機までの配線に使用する電線管は、溶融亜鉛めっきHDZT42以上（配管材含む）の厚鋼電線管（22mm以上）を使用し、先端には雨水等の浸入を防止するためエントランスキャップを取付ける。
- (3) ケーブルはVVR5.5mm²-2心とする。柱上部のケーブル端末は二又分岐管を用いて端末処理する。

2.6.9 専用回線引込み

専用回線引込みは、次により施工する。

- (1) 一体型BOX内に取付けを行う場合を除き、防水形専用線接続箱（付図2

- 3) を、防水形開閉器箱の上部に取付ける。
- (2) 回線引込線の接続点から防水形専用線接続箱まで、防水形専用線接続箱から制御機までの配線に使用する電線管は、溶融亜鉛めっきHDZT42以上（配管材含む）の厚鋼電線管（22mm以上）を使用し、先端には雨水等の浸入を防止するためエントランスキャップを取付ける。
- (3) 厚鋼電線管内にIV2.0mm²（緑）を入線し、専用線接続箱接地端子から制御機接地端子までの間を接続する。電線管は(2)に準じる。

第7節 その他

2.7.1 信号機鍵の借受け

- (1) 工事に伴い鍵の借受けが必要な場合は、監督職員に申し出て必要な指示を受ける。
- (2) 借受けしている鍵を紛失した場合は、監督職員に速報する。その後の対応については別途指示するが、借受け者が責任を持って必要な措置を行う。この費用は全て借受け者の負担とする。

2.7.2 建設発生土の取扱い

建設発生土は同一工事内で再利用する。これにより難しい場合は、監督職員の指示に従うものとする。

2.7.3 電気料金容量変更手続

容量変更等（新規、廃止、変更）の手続を遅滞なく進め、容量の実数に応じた内容の手続を進める。

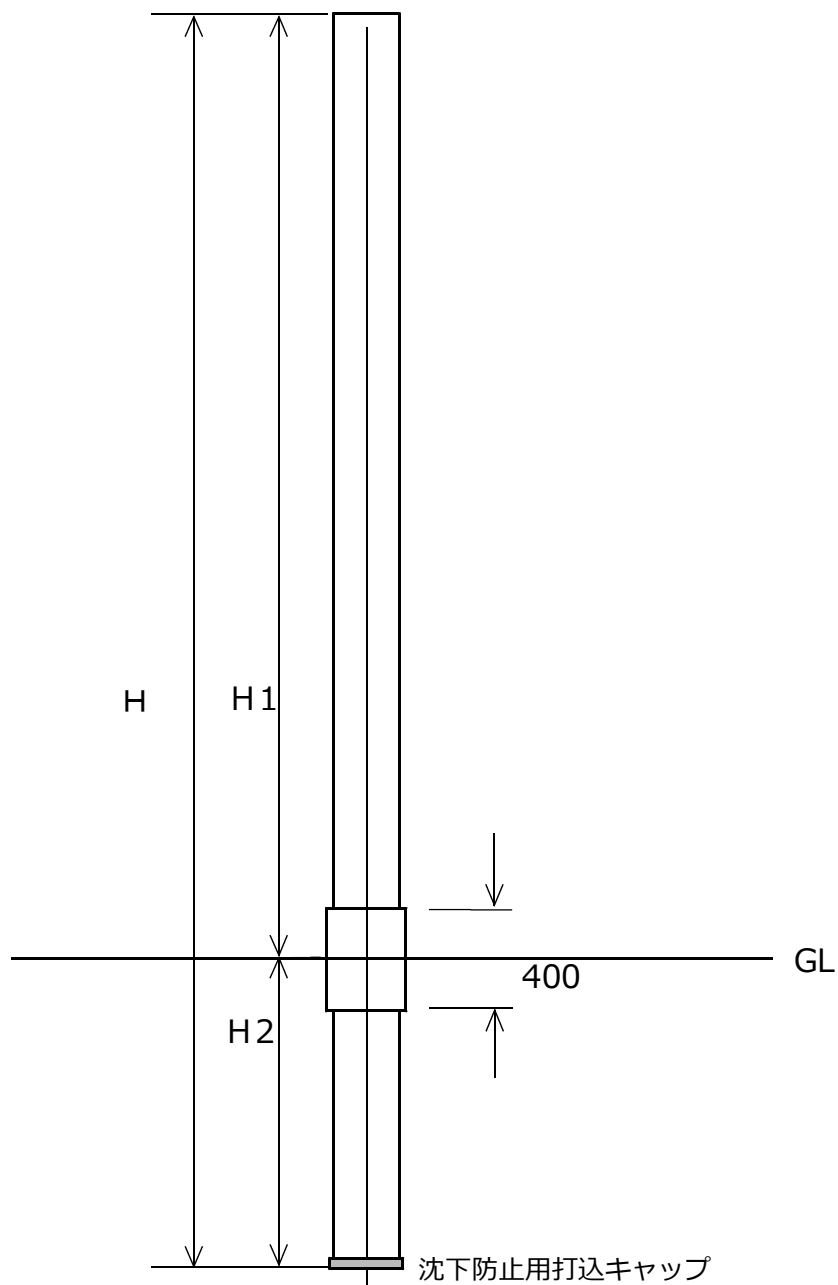
なお、この手続に要する費用は受注者で負担する。

2.7.4 工事関係書類の作成

- (1) 道路占用工事の着手にあたり、監督職員から資料作成の指示を受けた場合は、手続に必要な書類を作成するほか、請負工事が円滑に進むよう発注者との連携を密に図るものとする。
なお、この手続に要する費用は受注者で負担する。
- (2) 2025年9月5日に更新された「秋田県週休2日制工事実施要綱」に示す「工事履行報告書」及び「勤務状況確認表」を提出すること。

2.7.5 疑義等の決定

本仕様書及び契約書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

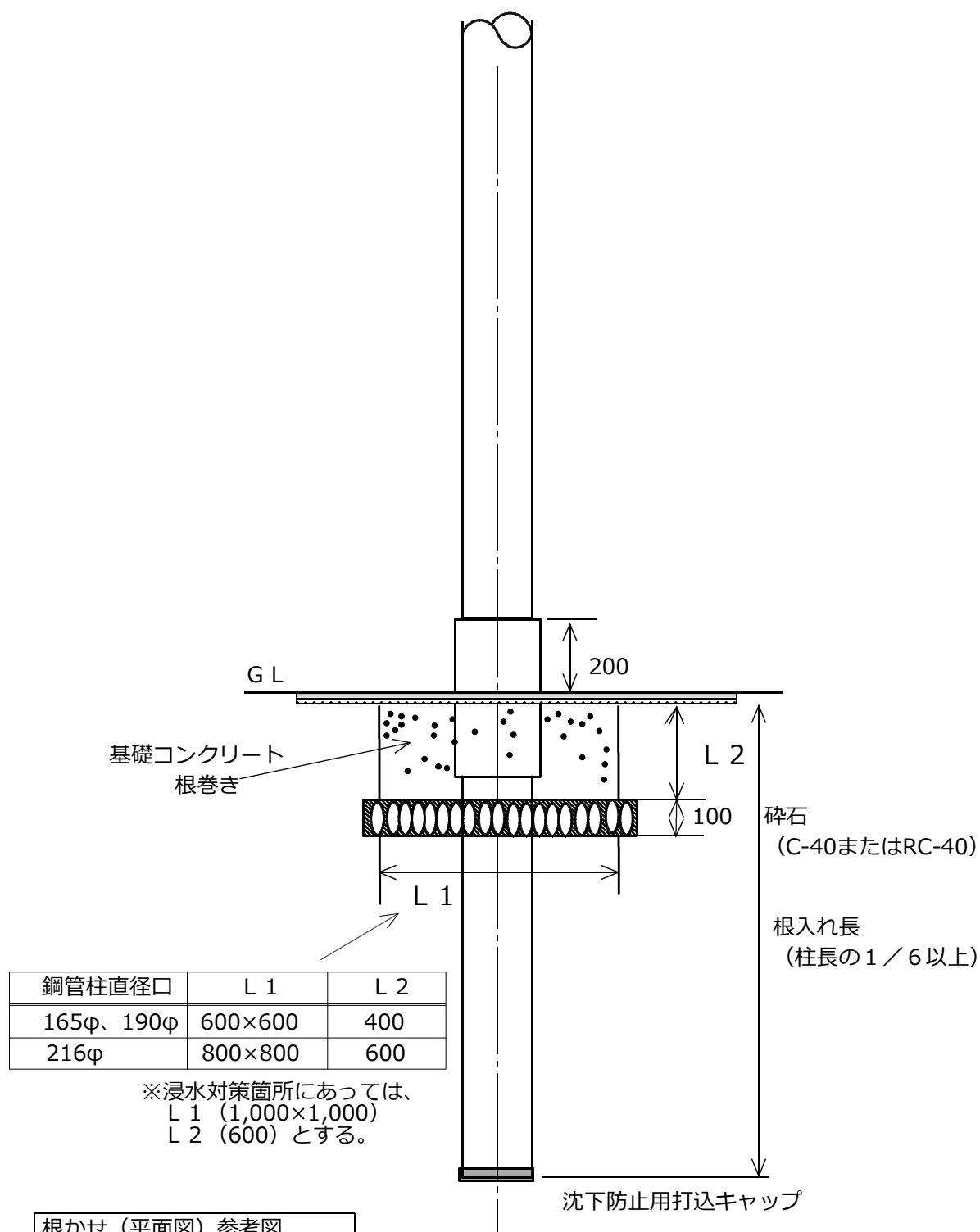


形式	直径口 (mm)	長さ：H (m)	地上高 ：H 1 (m)	根入れ深さ ：H 2 (m)
S-10	216.3	10	8.3	1.7
S-10	190.7	10	8.3	1.7
S-10	165.2	10	8.3	1.7
S-10 (ベース)	216.3	8.3	8.3	-
S-10 (ベース)	190.7	8.3	8.3	-
S-10 (ベース)	165.2	8.3	8.3	-
S-9	216.3	9	7.5	1.5
S-9	190.7	9	7.5	1.5
S-9	165.2	9	7.5	1.5
S-9 (ベース)	216.3	7.5	7.5	-
S-9 (ベース)	190.7	7.5	7.5	-
S-9 (ベース)	165.2	7.5	7.5	-

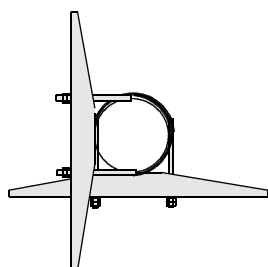
信号専用柱の寸法参考図

図番 付図 1 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部



根かせ（平面図）参考図

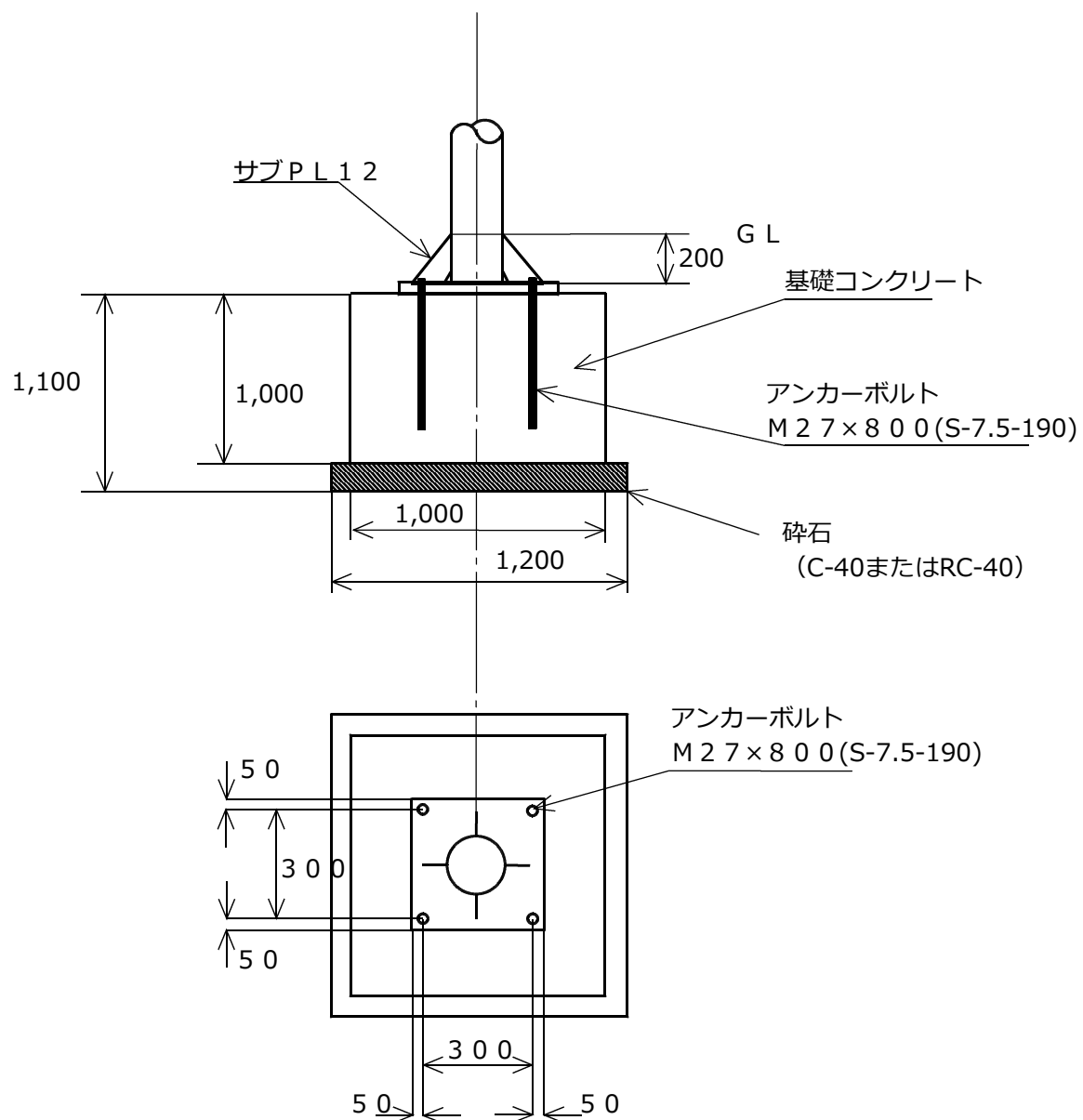


規格は別途指示

専用柱根入れ基礎参考図

図番 付図 2 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部



鋼管柱標準形ベースプレート
及び基礎参考図

図番 付図3 縮尺 NOSCALE

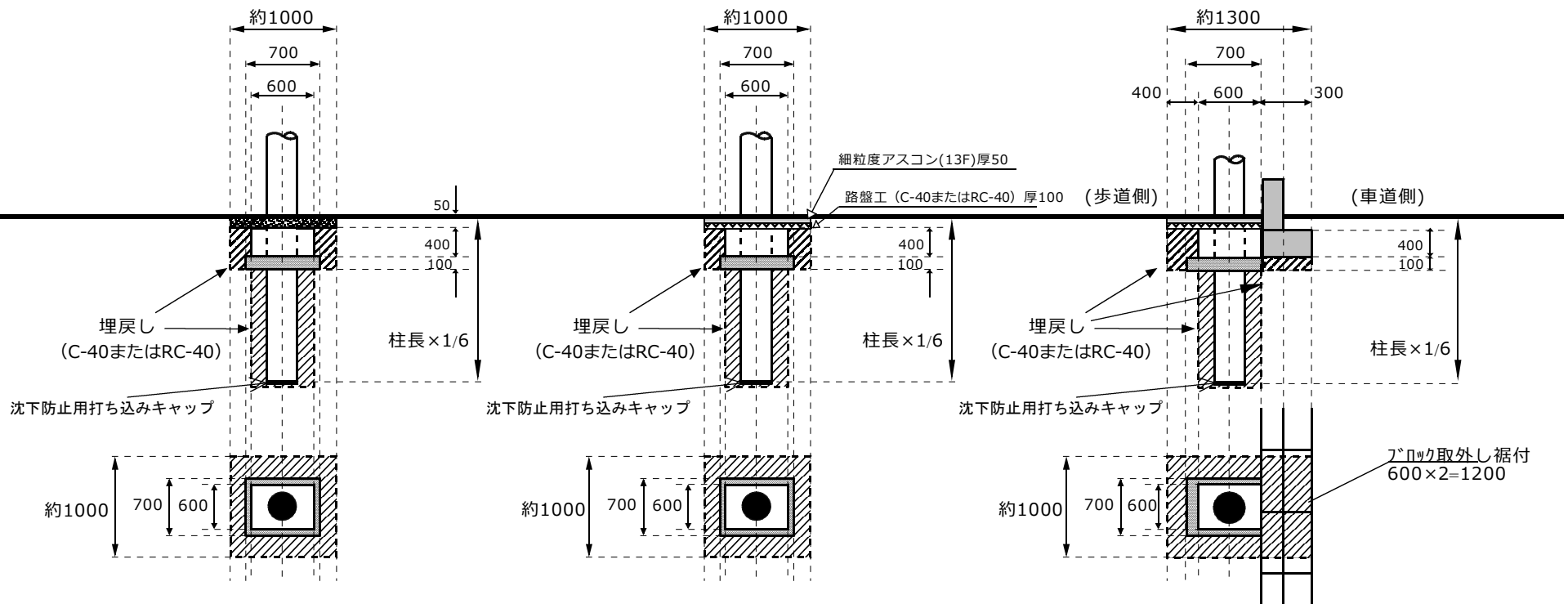
秋 田 県 警 察 本 部

断面図
平面図

A : 土砂

B : 舗装

C : 歩車道境界ブロック



基礎 (ストレート柱 φ165・φ190)
及び路面復旧 標準参考図 (A・B・C)

図番 付図 4-1 縮尺 NOSCALE

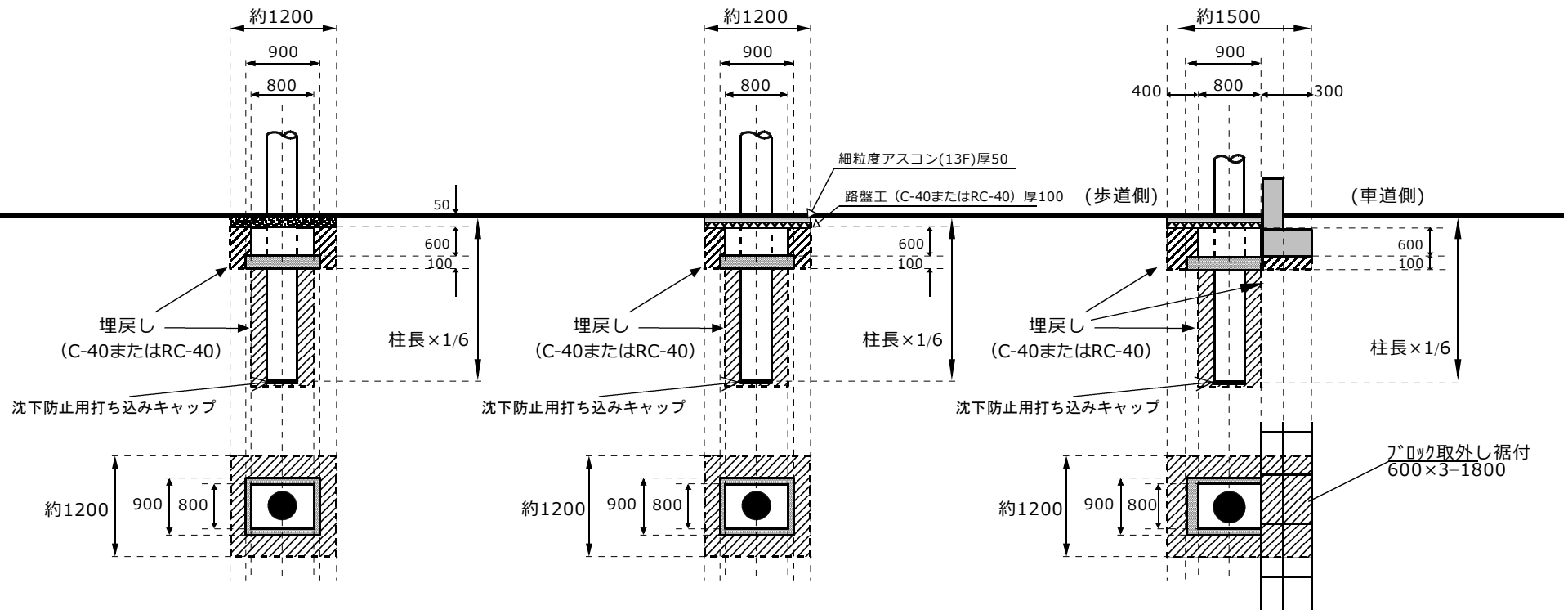
秋 田 県 警 察 本 部

断面図
平面図

A : 土砂

B : 舗装

C : 歩車道境界ブロック

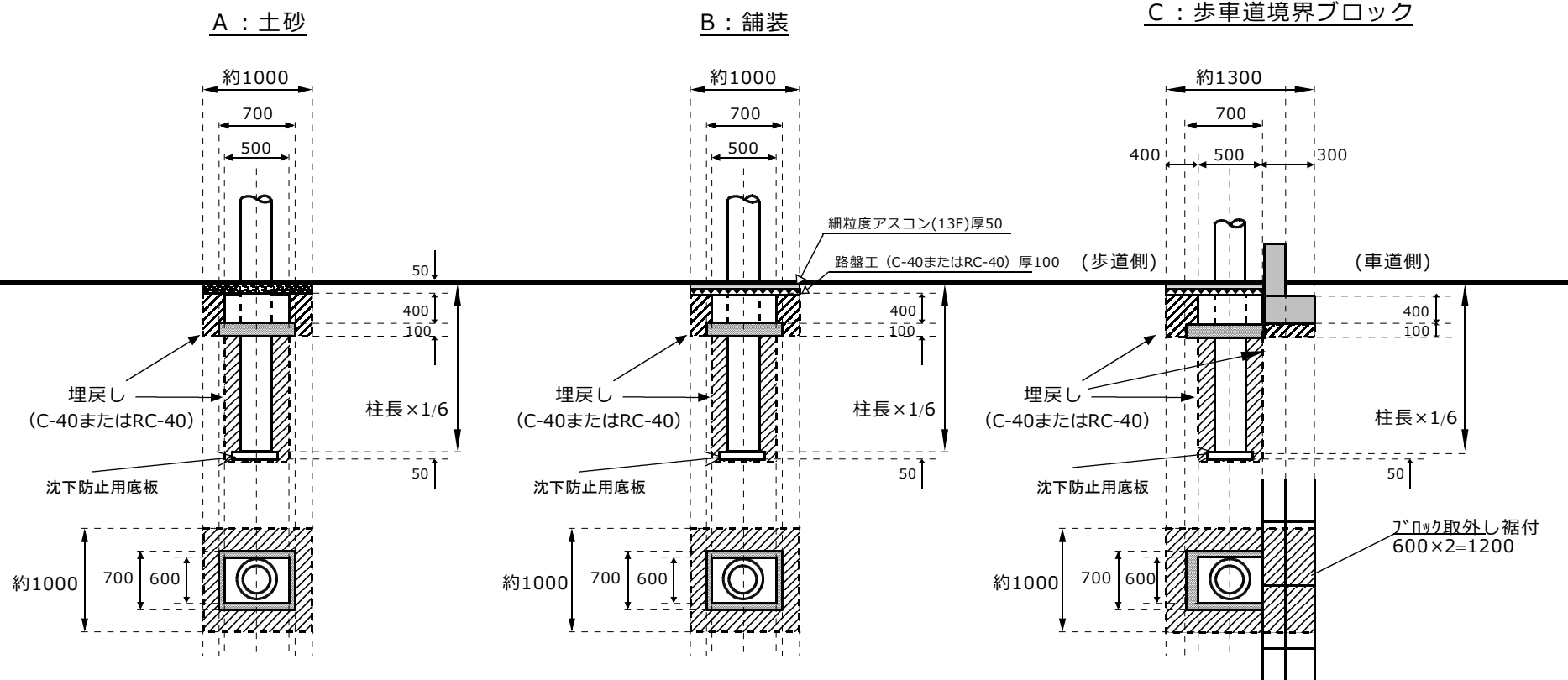


基礎 (ストレート柱 φ216)
及び路面復旧 標準参考図 (A・B・C)

図番 付図 4-2 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部

断面図
平面図



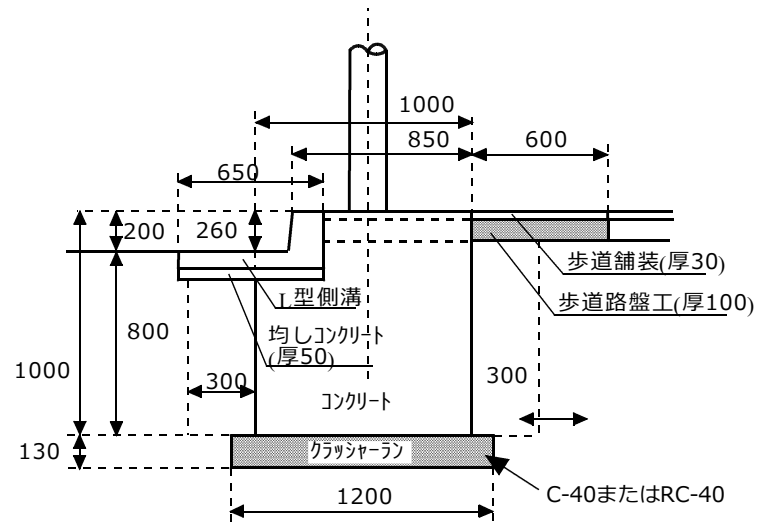
基礎（ストレート柱 コンクリート製）
及び路面復旧 標準参考図（A・B・C）

図番 付図 4-3 縮尺 NOSCALE

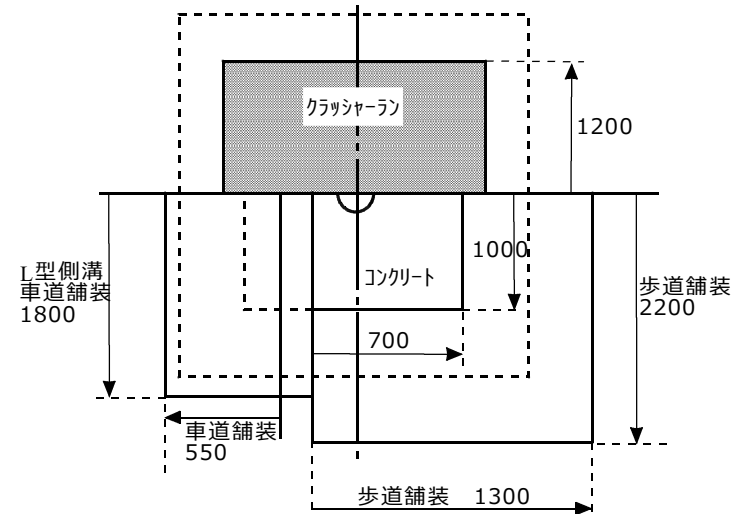
秋 田 県 警 察 本 部

A : L 型側溝

断面図



平面图



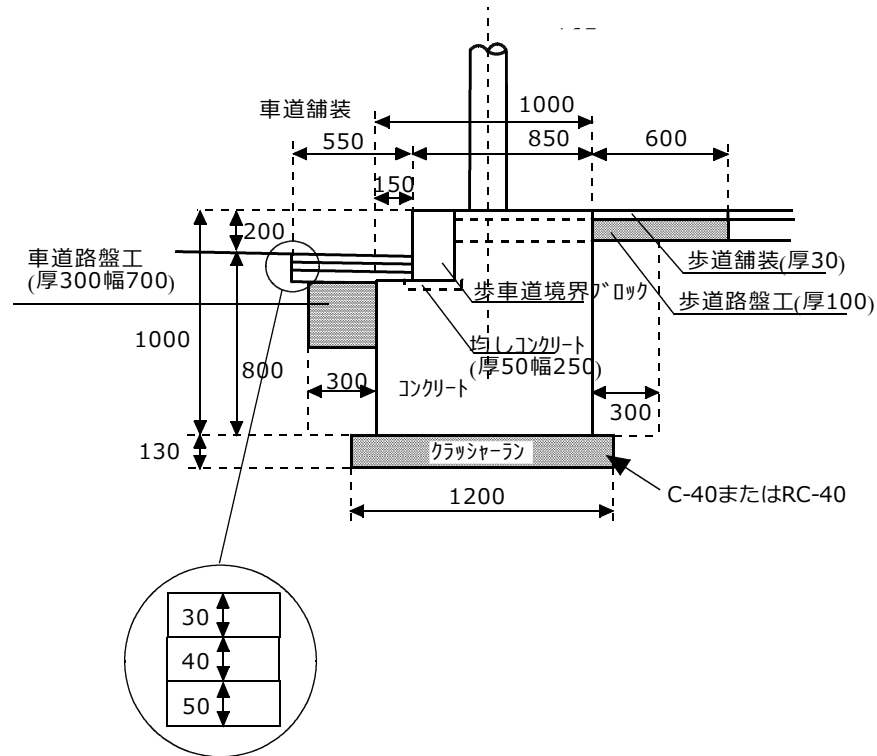
基礎（ベース柱）及び路面復旧
（L型側溝）参考図

図番	付図 6	縮尺	NOSCALE
----	------	----	---------

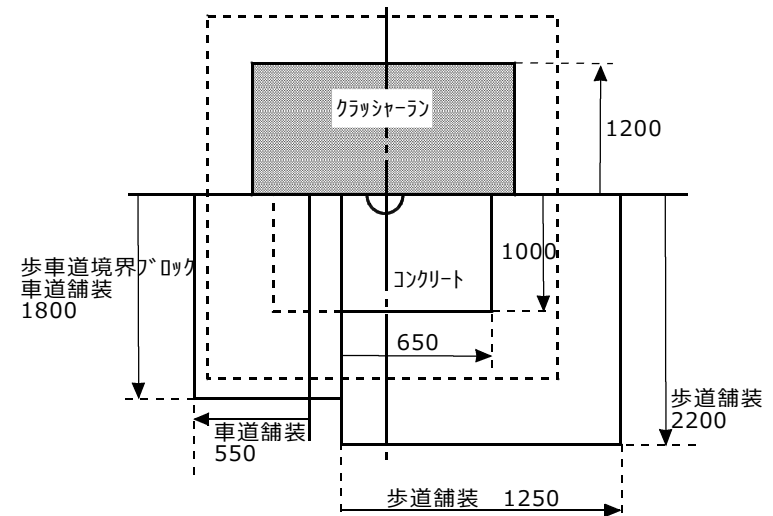
秋 田 県 警 察 本 部

B：歩車道境界ブロック（マウンドアップ）

断面図



平面图



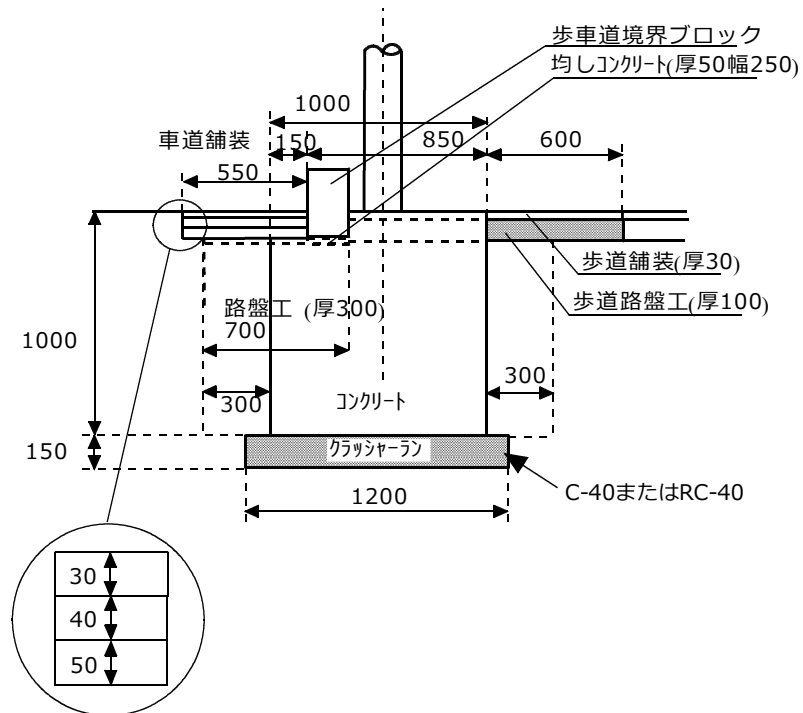
基礎（ベース柱）及び路面復旧
（歩車道境界ブロック）参考図

図番	付図 7	縮尺	NOSCALE
----	------	----	---------

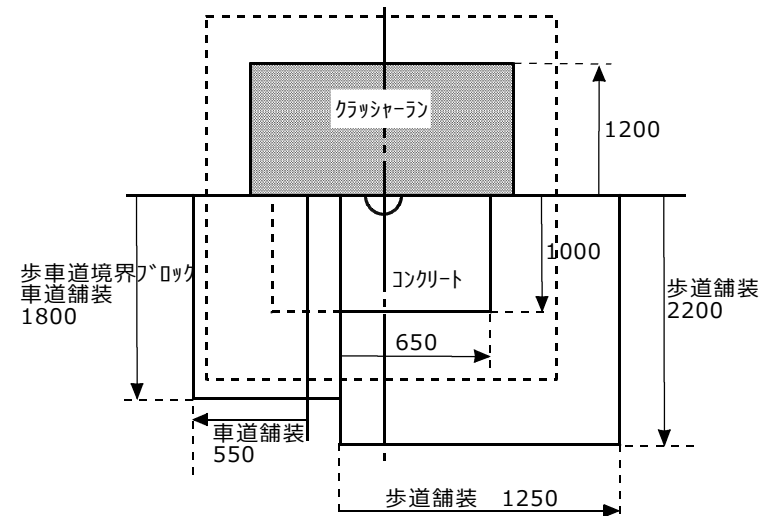
秋 田 県 警 察 本 部

C：歩車道境界ブロック（フラット）

断面図



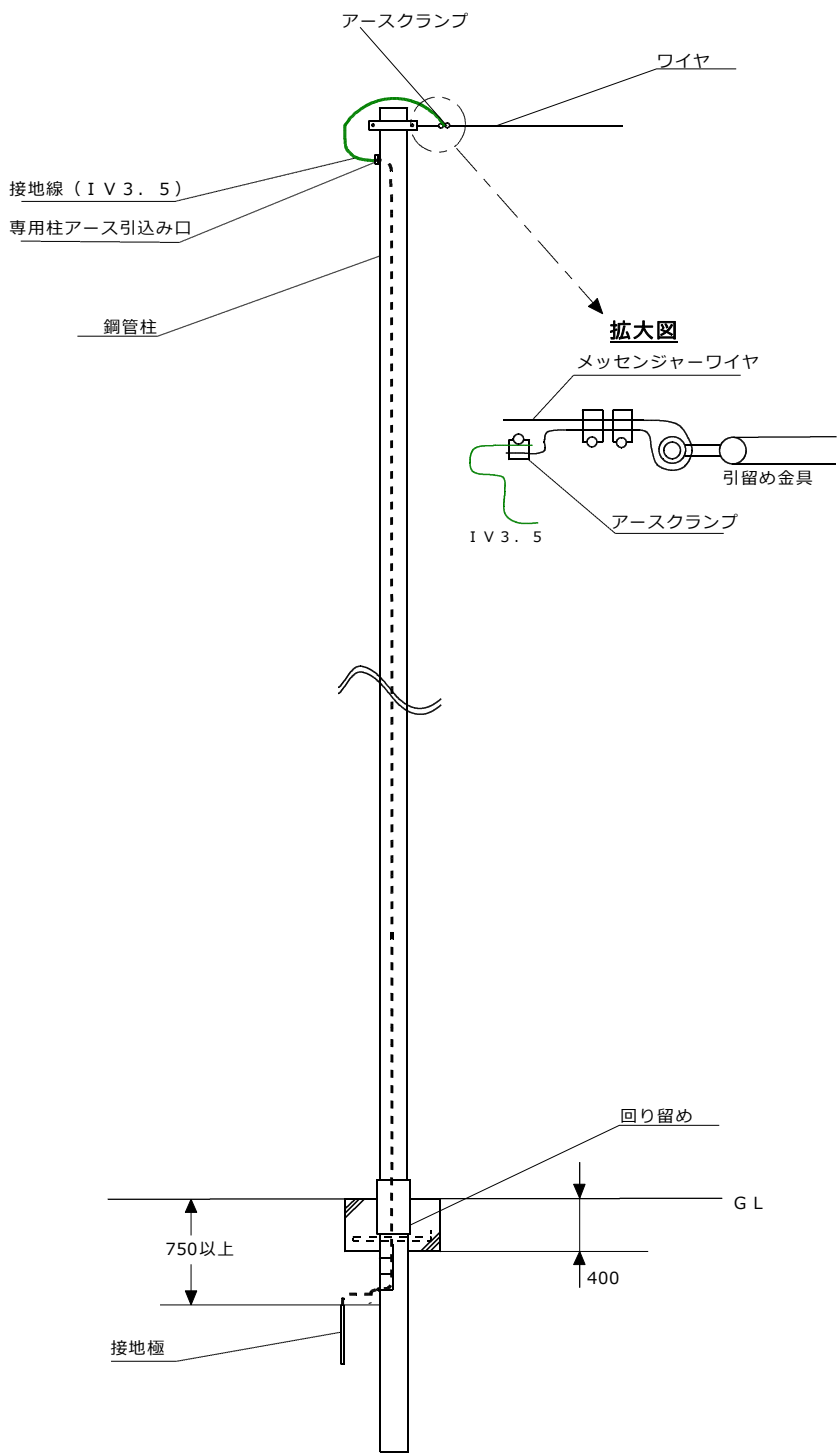
平面図



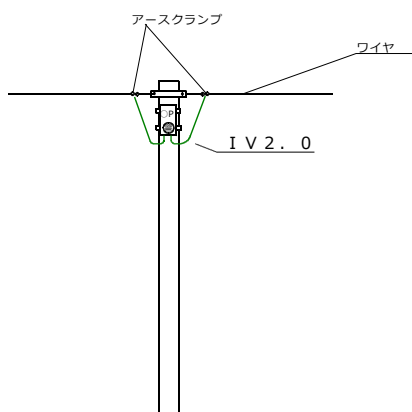
基礎（ベース柱）及び路面復旧
（歩車道境界ブロック）参考図

図番	付図 8	縮尺	NOSCALE
----	------	----	---------

秋 田 県 警 察 本 部



メッセンジャーアース
渡り時

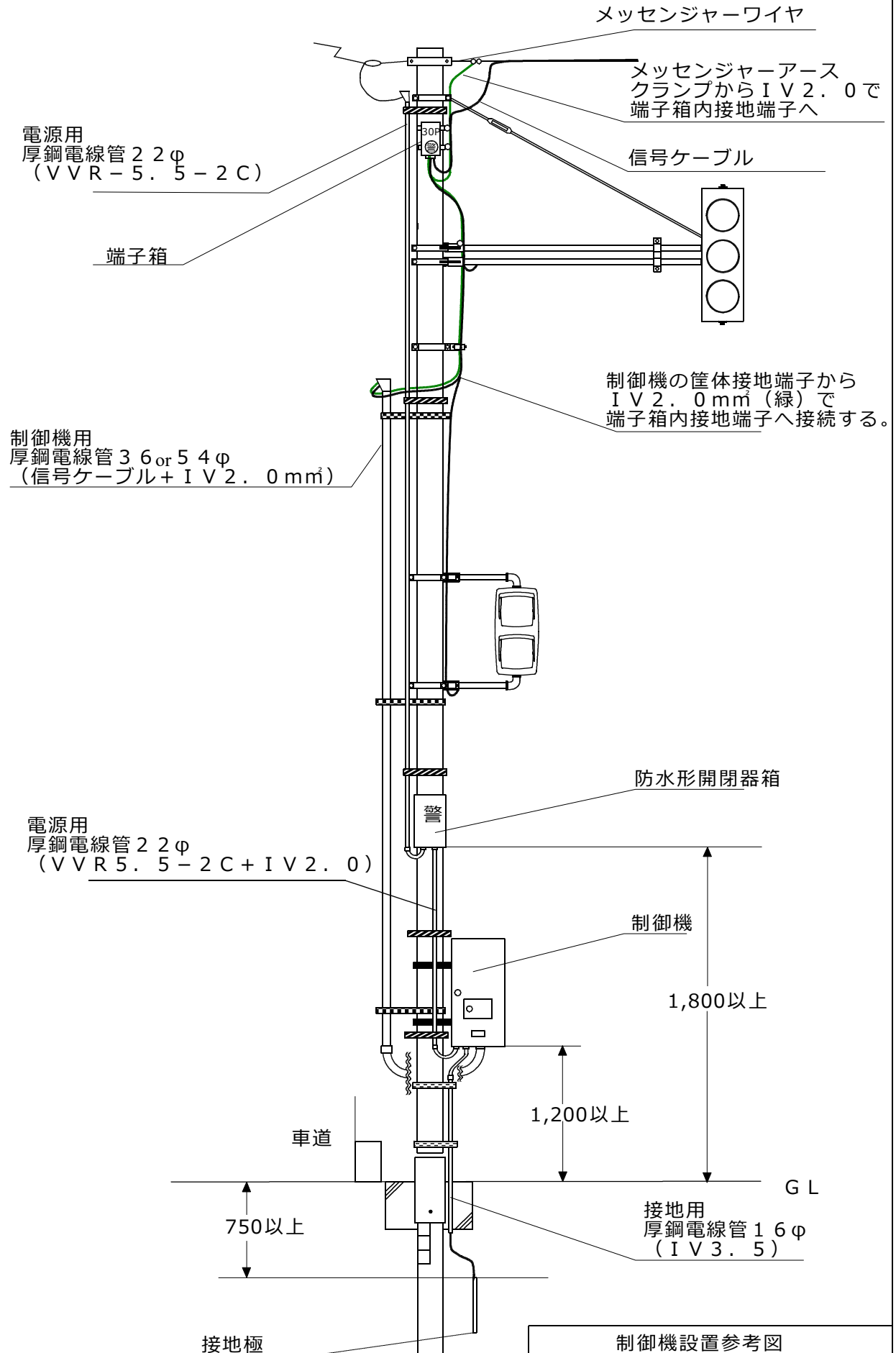


メッセンジャーワイヤ接地工事参考図

図番 付図 9 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部

パイプ工法

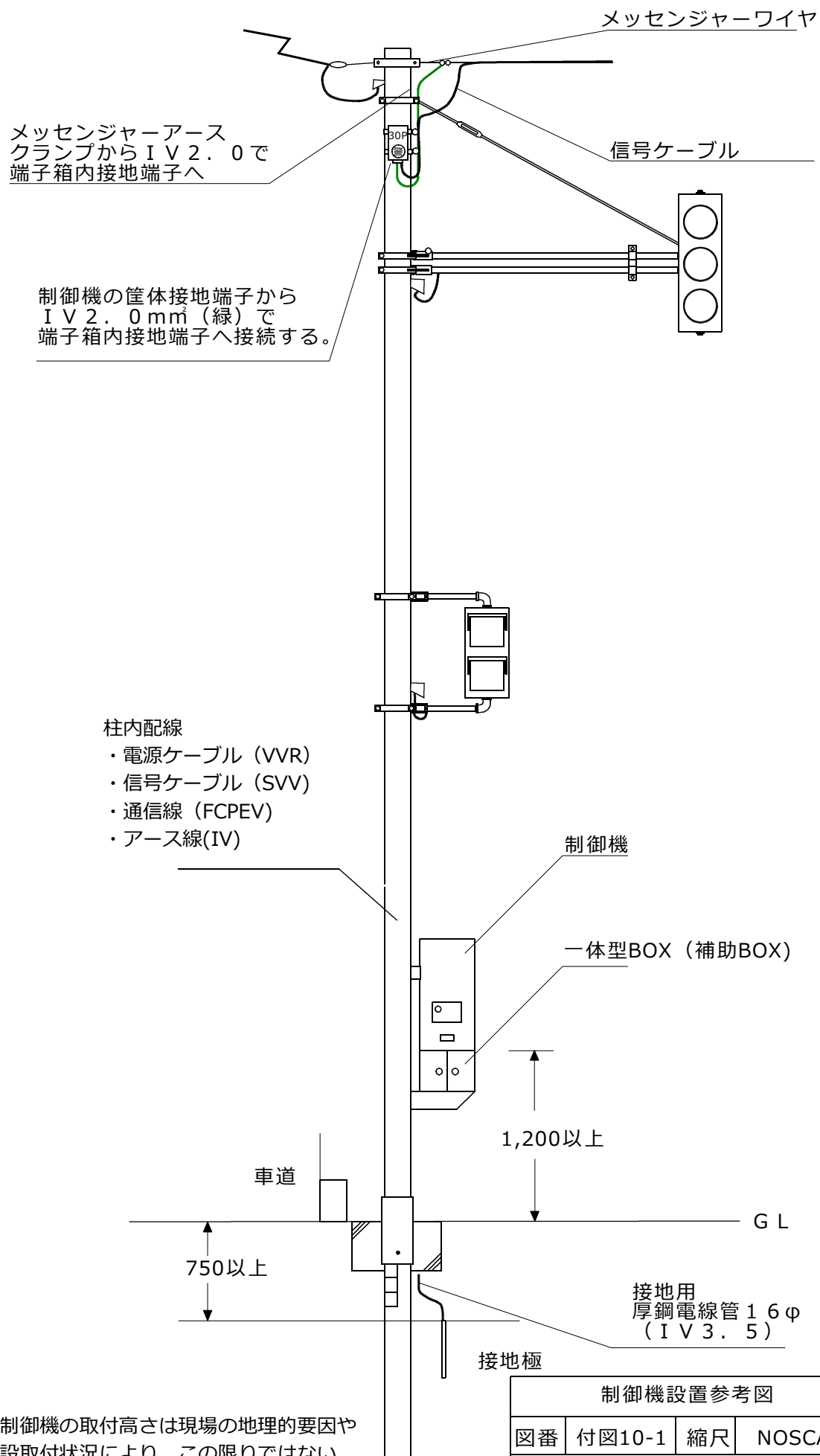


※制御機の取付高さは現場の地理的要因や
既設取付状況により、この限りではない。

制御機設置参考図

図番	付図10	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

一体型BOX工法

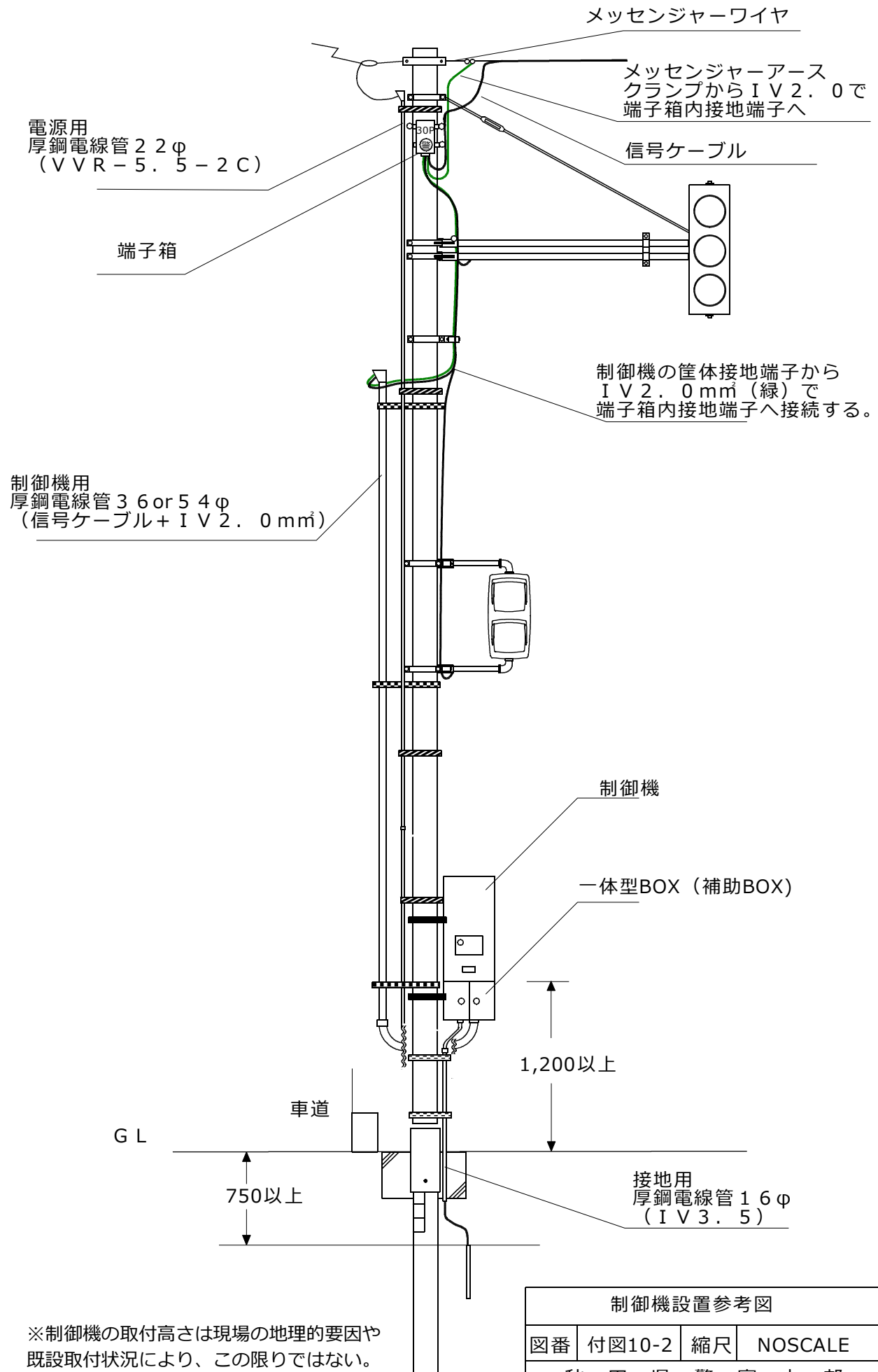


※制御機の取付高さは現場の地理的要因や既設取付状況により、この限りではない。

制御機設置参考図

図番	付図10-1	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

一体型BOX工法

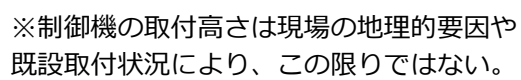


制御機設置参考図

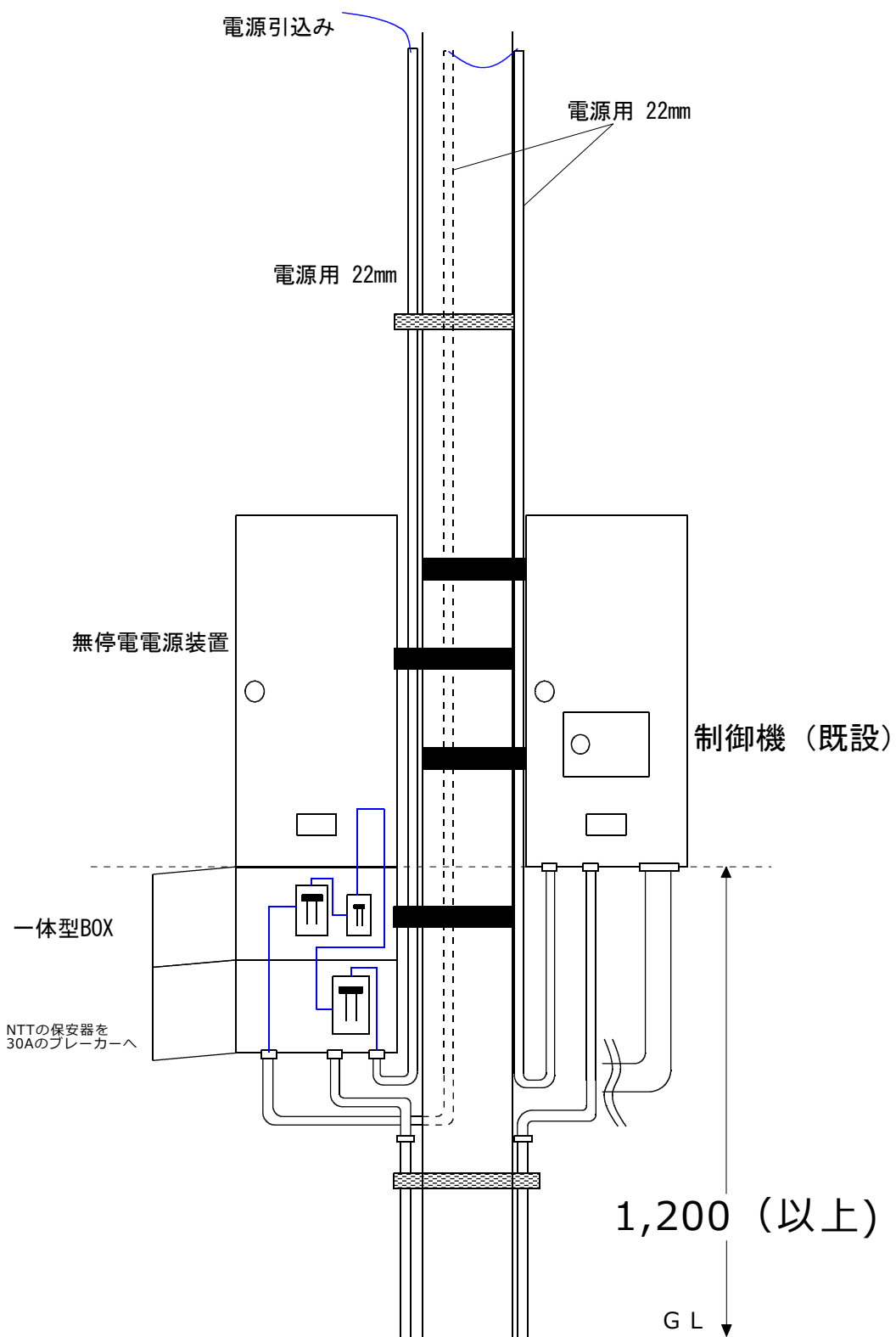
図番 付図10-2 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部

スタンド形（自立形）工法



制御機設置参考図			
図番	付図10-3	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



※電源引き込みについて

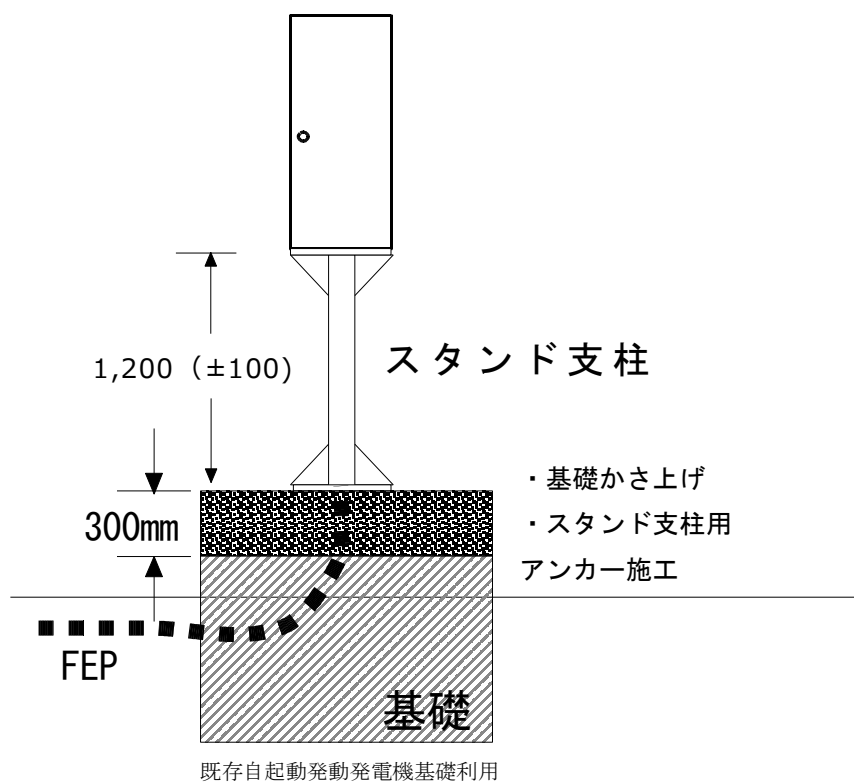
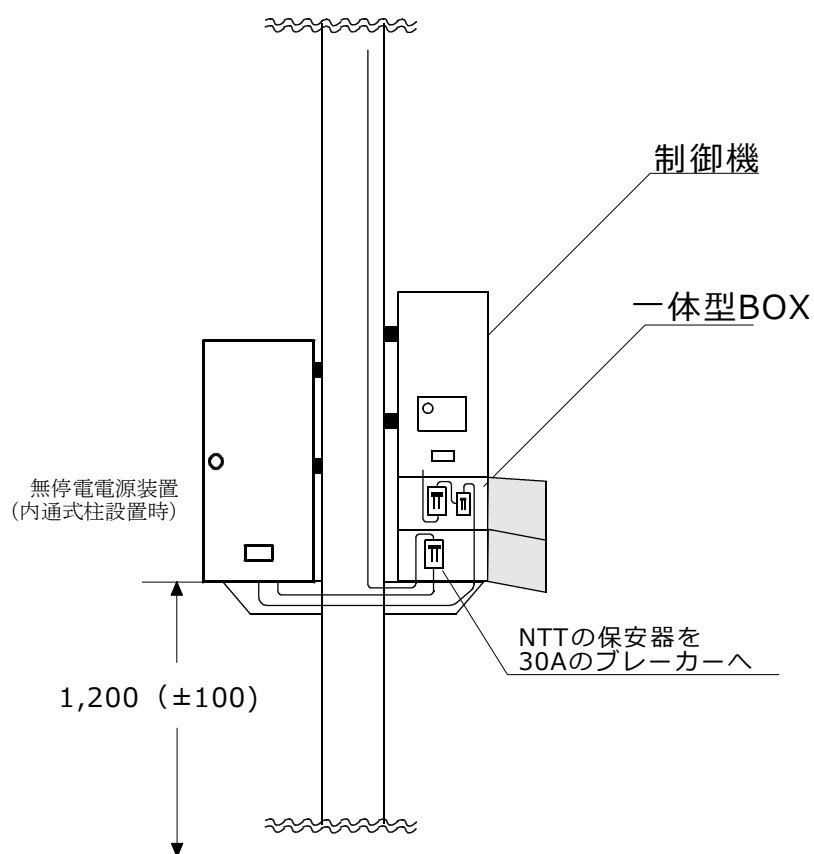
一体型BOX内のNTT端子をブレーカー等に乗せ替えし、1次側に電力の引込み線を接続する。

ブレーカー2次端子は無停電電源装置の1次側へ接続し、無停電電源装置2次側は一体型BOX内の発々端子付きブレーカーへ接続すること。

無停電電源装置設置参考図

図番	付図10-4	縮尺	NOSCALE
----	--------	----	---------

秋 田 県 警 察 本 部



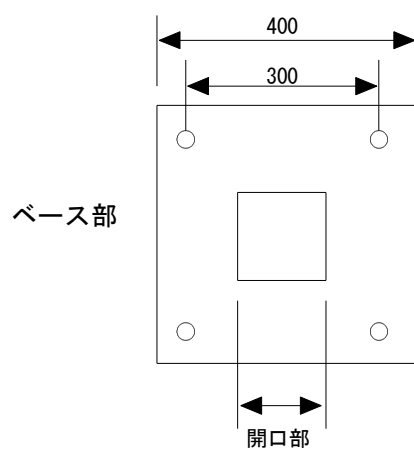
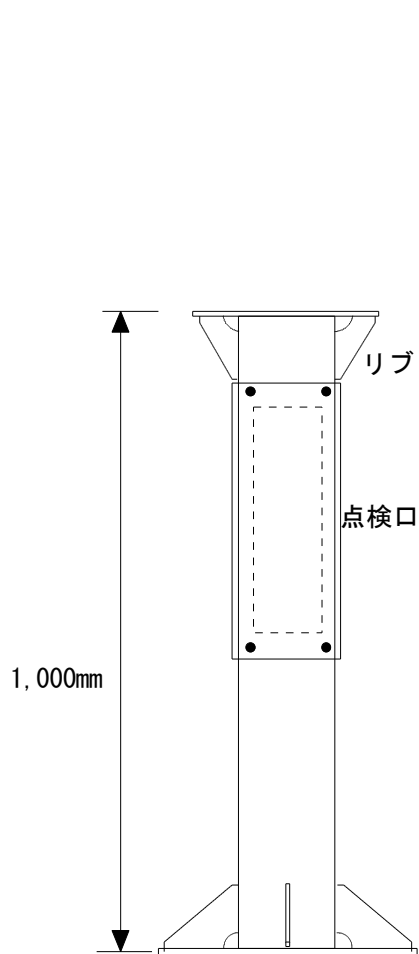
※電源引き込みについて

電力引き込みを防水形開閉器（電源箱等）の商用（一次側）へ接続、二次側を無停電電源装置（入力）に接続とする。
これにより難しい場合は発注者と協議の上実施すること。

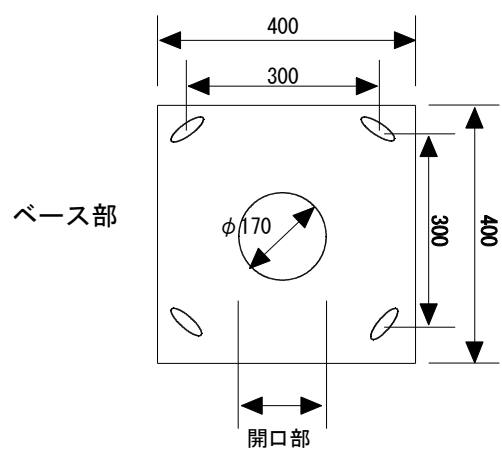
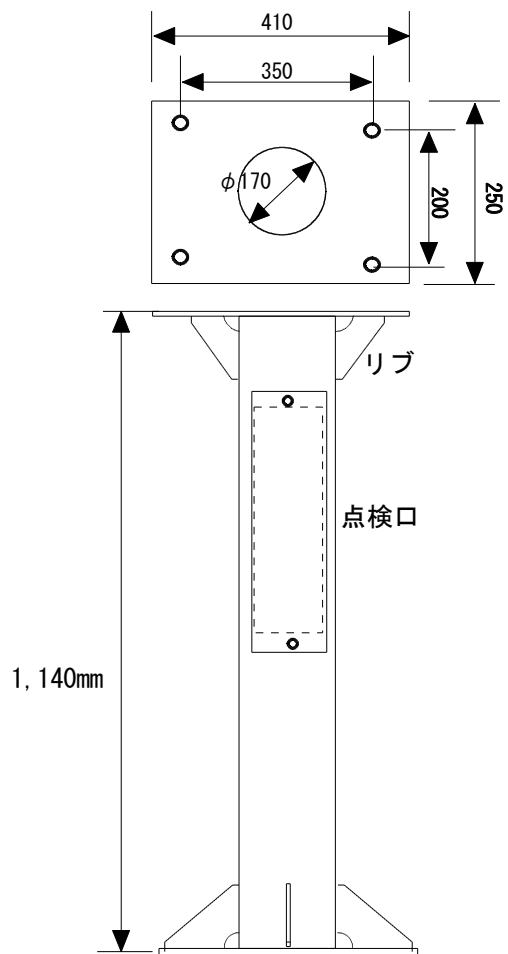
無停電電源装置設置参考図

図番 付図10-5 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部



角柱タイプ



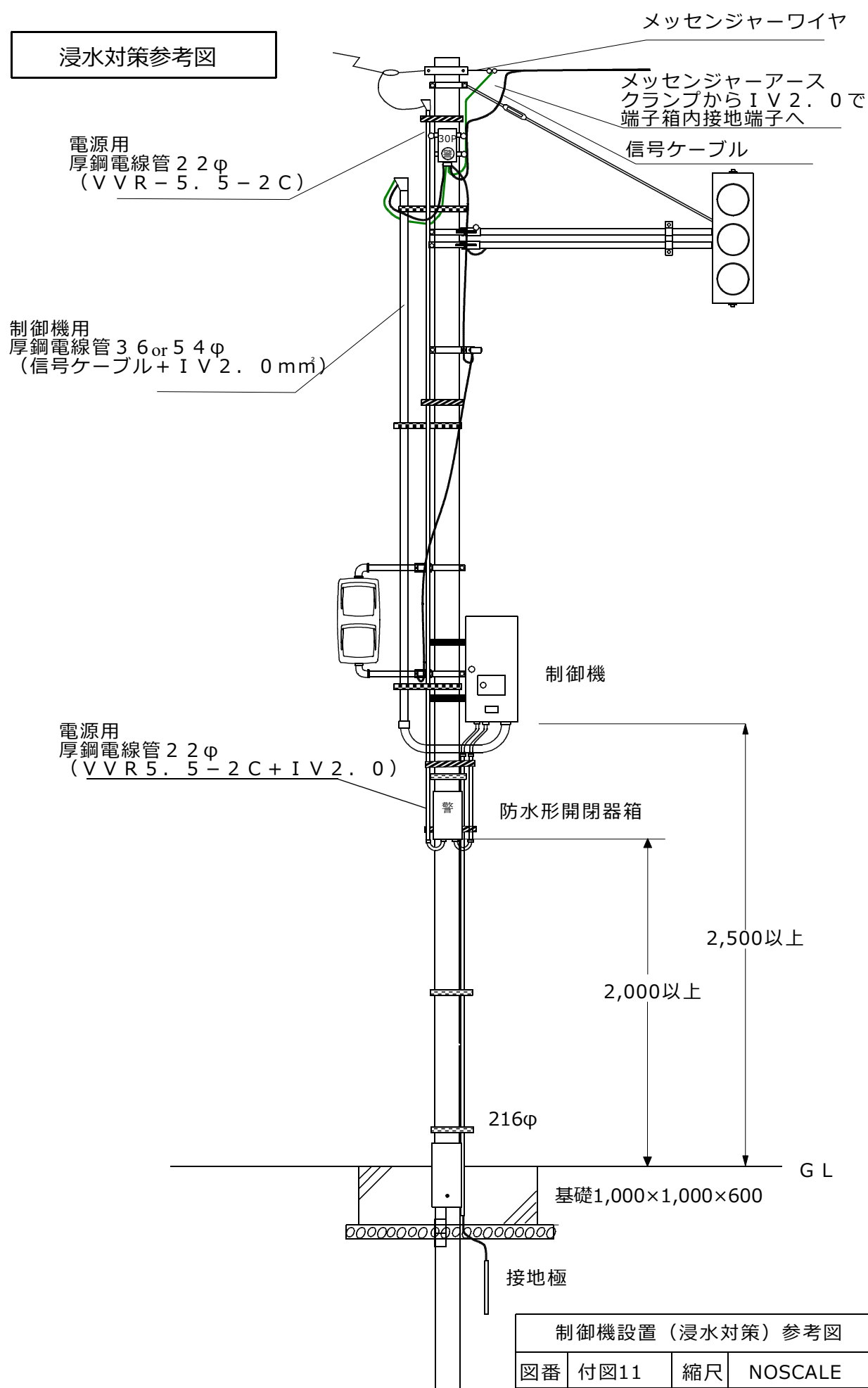
円柱タイプ

無停電電源装置スタンド支柱参考図

図番 付図10- 6 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部

浸水対策参考図

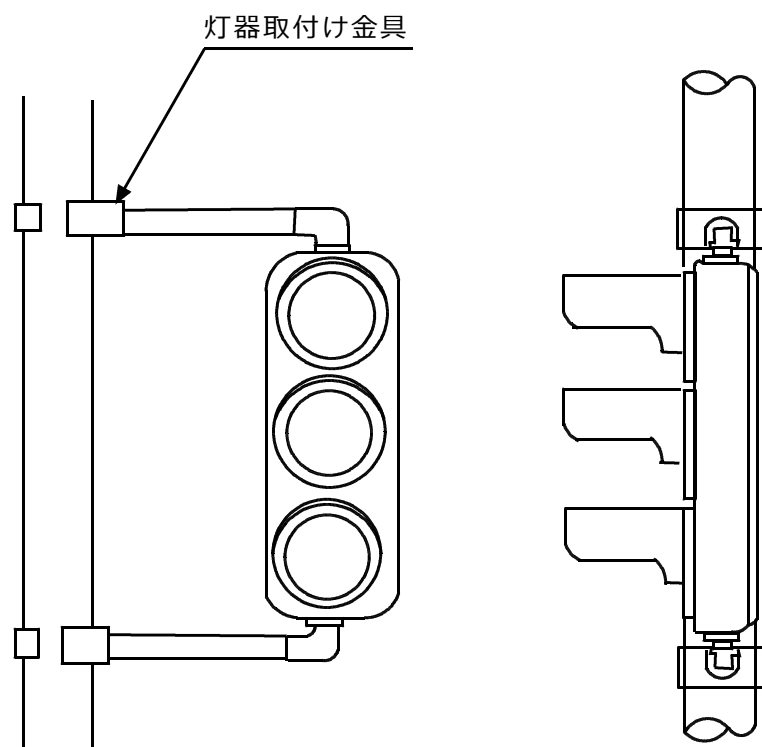


制御機設置（浸水対策）参考図

図番 付図11 縮尺 NOSCALE

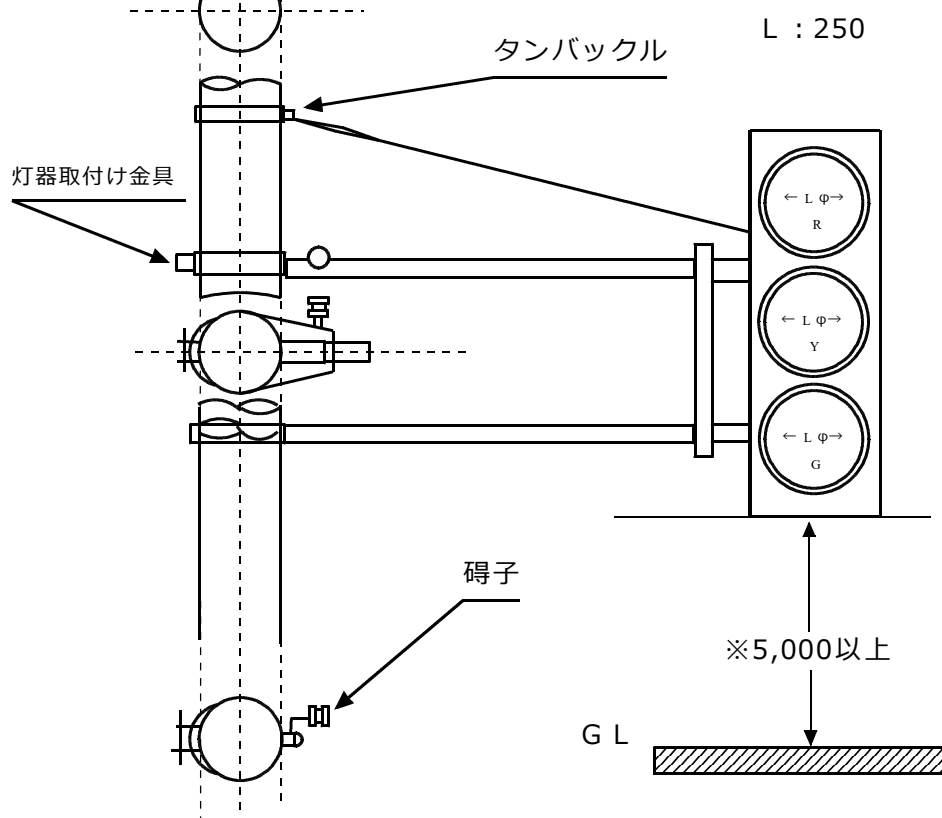
秋 田 県 警 察 本 部

特殊タイプ



標準型（豪雪形）

※ 豪雪型は底なしタイプを含む



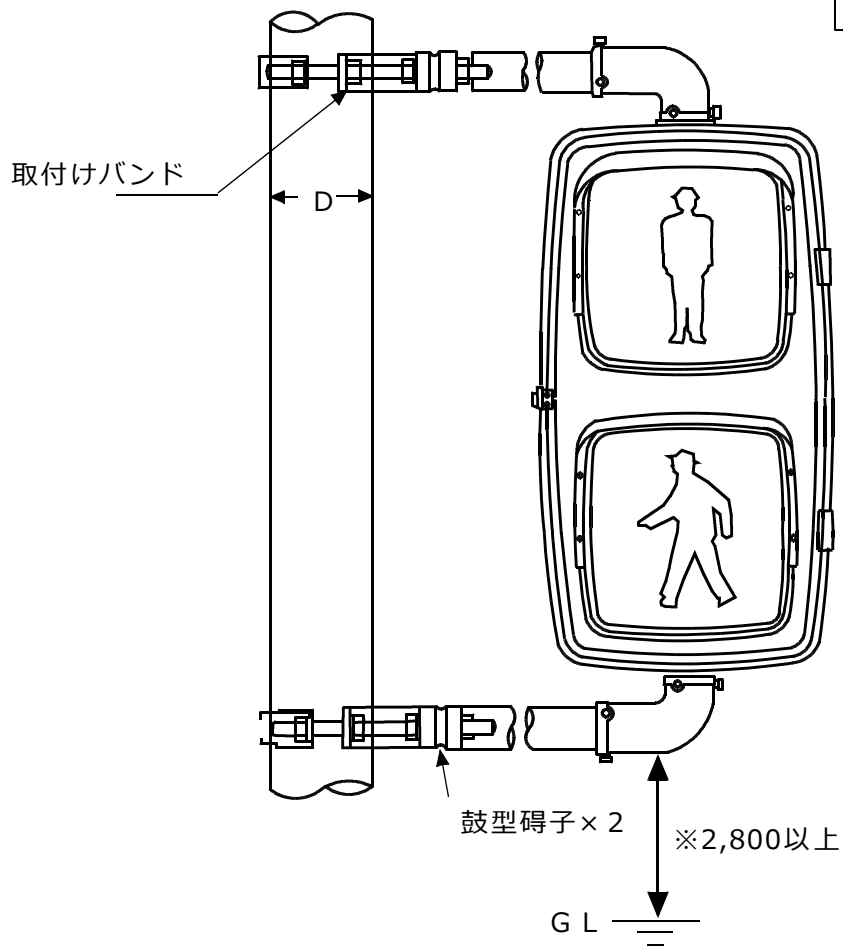
※縦型取付を標準とするが、設計図書及び監督職員の指示を受け設置する。

車両用灯器設置参考図

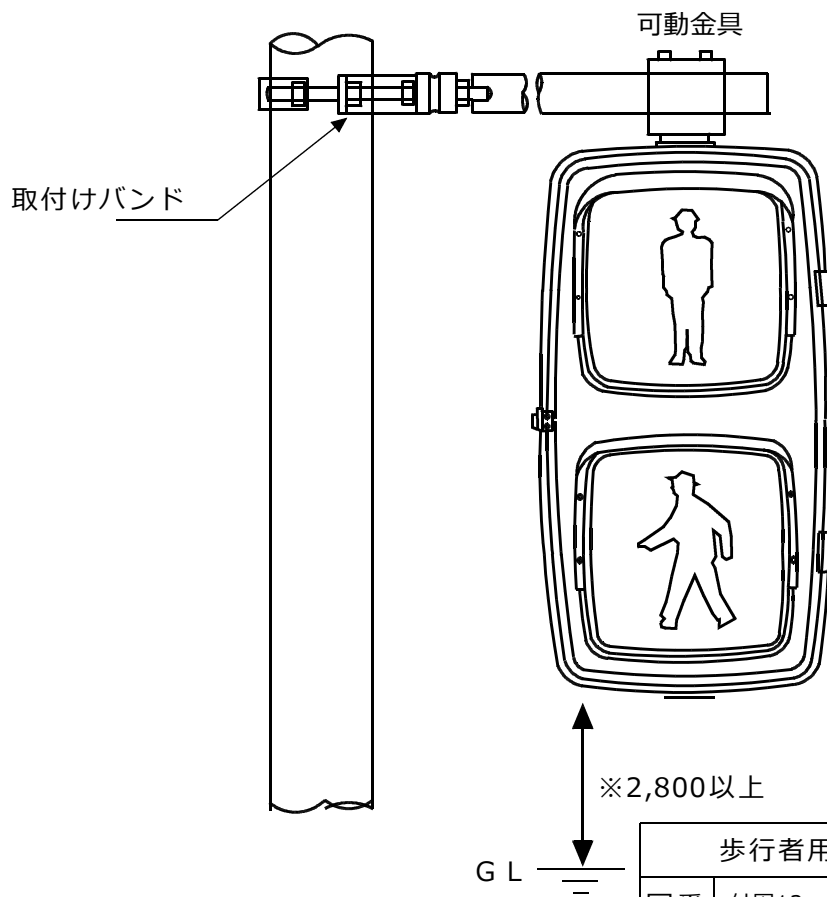
図番	付図12-1	縮尺	NOSCALE
----	--------	----	---------

秋 田 県 警 察 本 部

側柱式



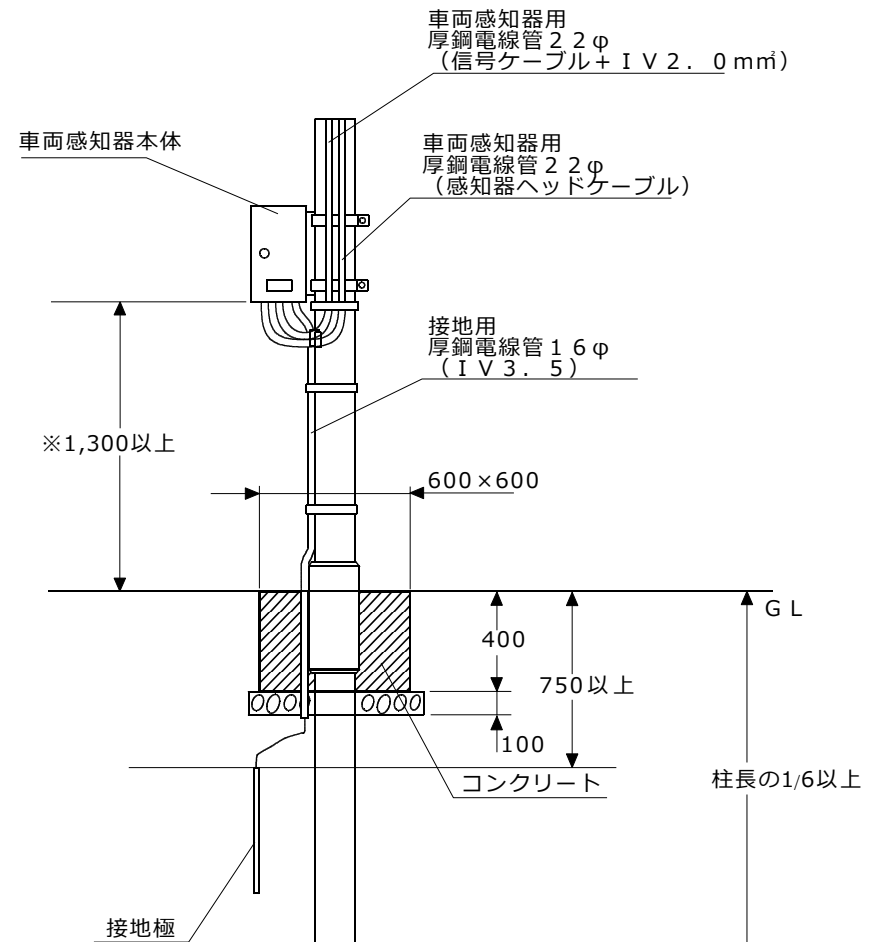
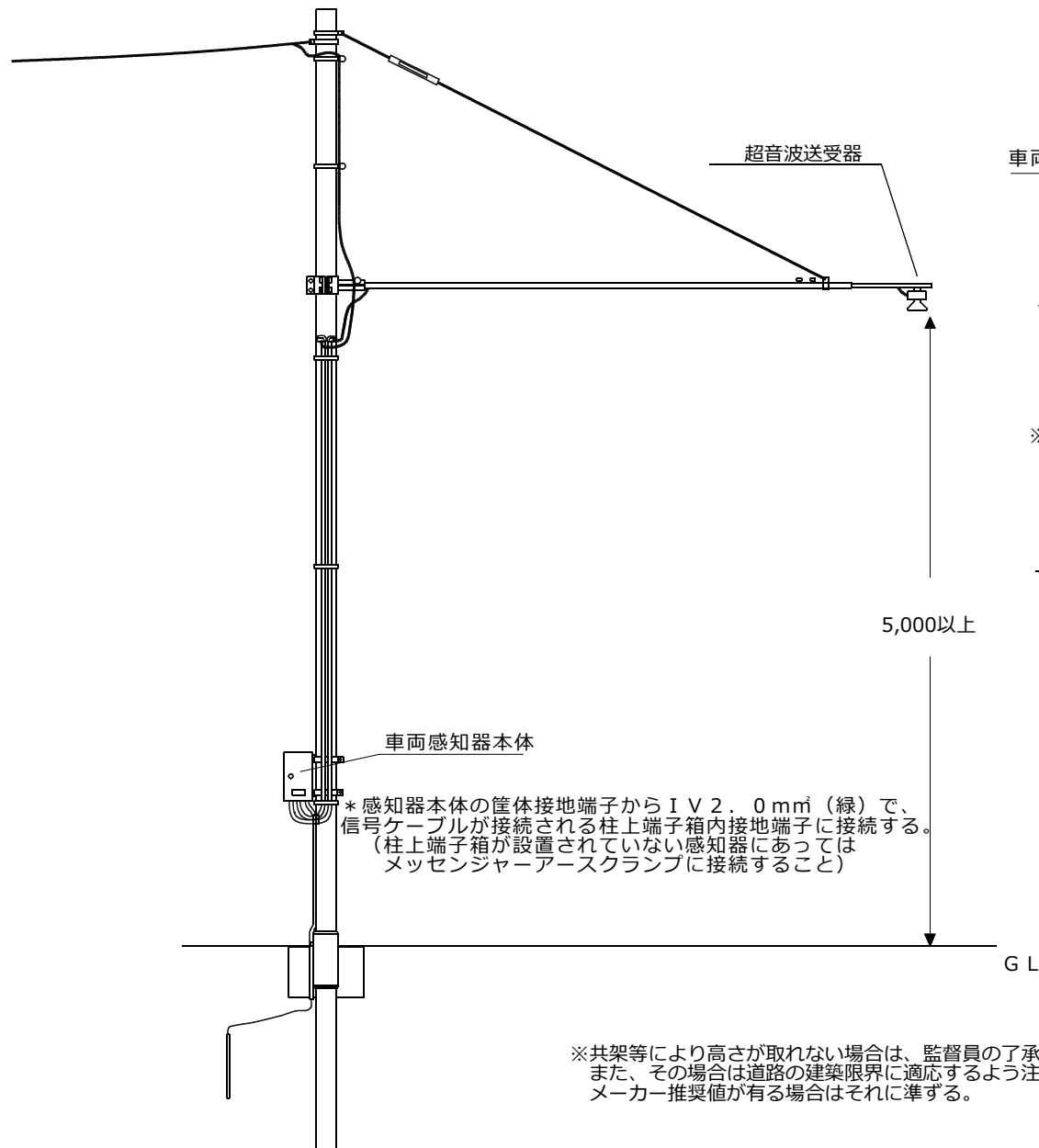
吊下式



歩行者用灯器設置参考図

図番	付図12-2	縮尺	NOSCALE
----	--------	----	---------

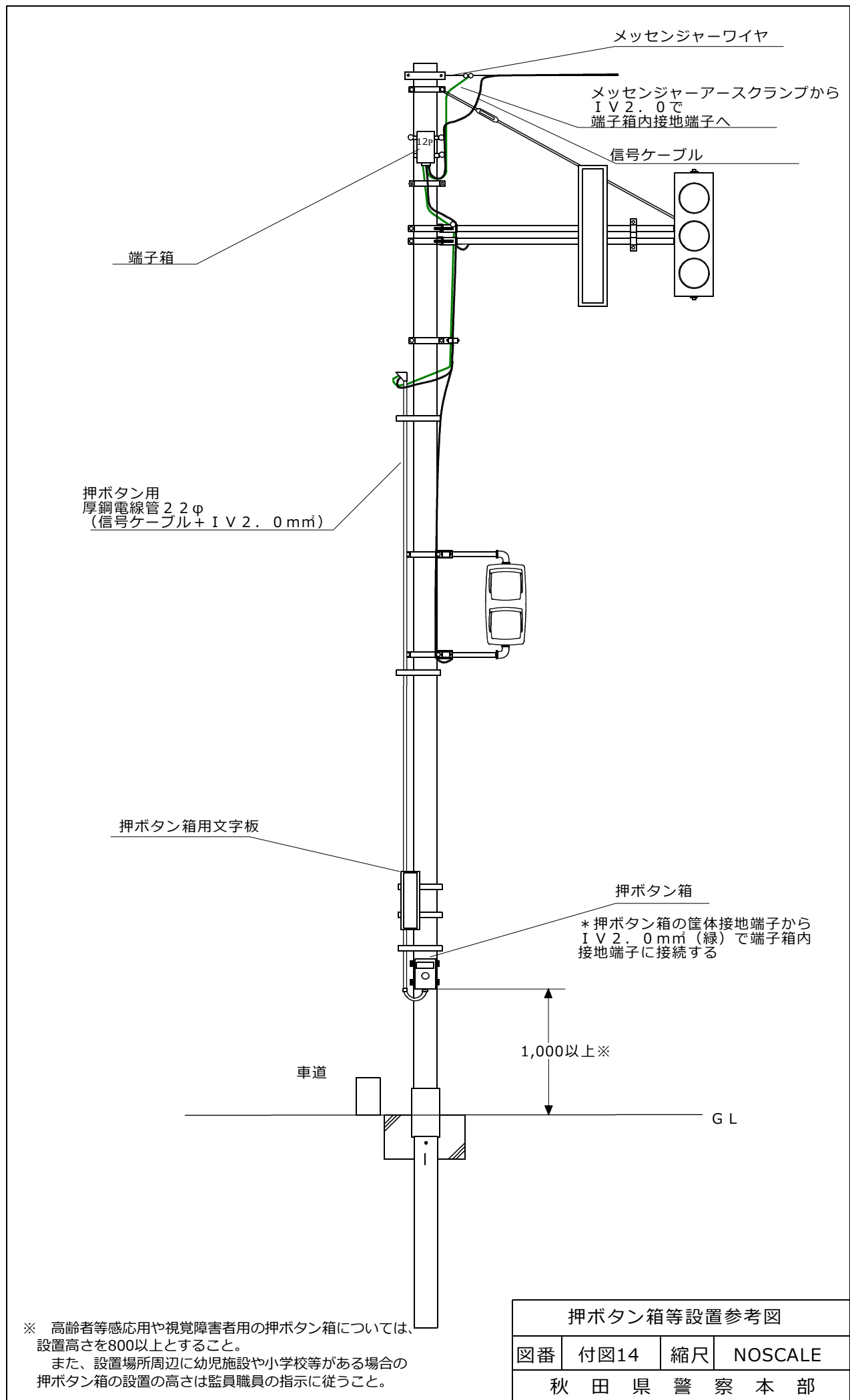
秋 田 県 警 察 本 部

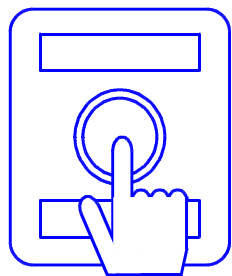


※ 共架等により高さが取れない場合は、監督員の了承を得ること。
また、その場合は道路の建築限界に適應するよう注意すること。
メーカー推奨値が有る場合はそれに準ずる。

車両感知器設置参考図

図番	付図13	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



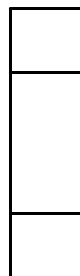
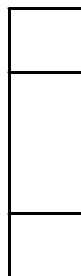
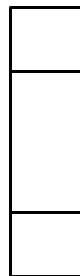
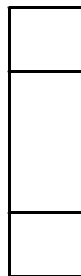


歩行者用
押ボタン

Push button
to cross street

过马路时
请按下按钮

버튼을 누르면
신호가 바뀝니다

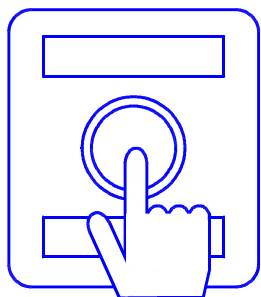


材質 アルミA1050P
寸法 T2×W120×H400
文字および図 エッジング加工 濃紺色
下地 化成処理 白色
表面 クリアコーティング
裏面 取付用金具付(ステンレスバンド留め)

押ボタン箱用文字板（ボタン式）
参考図

図番	付図15-1	縮尺	NOSCALE
----	--------	----	---------

秋 田 県 警 察 本 部

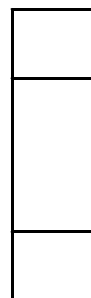
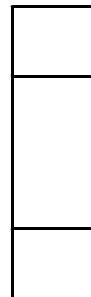


歩行者用
タッチ式
押ボタン

Touch switch
to cross street

过马路时
请触碰开关

손을 대면
신호가 바뀝니다



材質 アルミA1050P
寸法 T2×W120×H400
文字および図 エッジング加工 濃紺色
下地 化成処理 白色
表面 クリアコーティング
裏面 取付用金具付(ステンレスバンド留め)

押ボタン箱用文字板（タッチセン
サー式）参考図

図番	付図15-2	縮尺	NOSCALE
----	--------	----	---------

秋 田 県 警 察 本 部

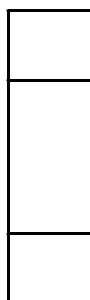
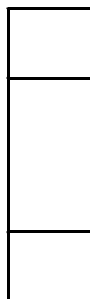


青延長用 押ボタン

Press button to
extend the pedestrian
crossing interval

按下这个按钮
就会延长过
人行横道的时间

버튼을 누르면
횡단보도 녹색등
시간이 연장됩니다



材質 アルミA1050P
寸法 T2×W120×H400
文字および図 エッジング加工 濃紺色
下地 化成処理 白色
表面 クリアコーティング
裏面 取付用金具付(ステンレスバンド留め)

高齢者等感応用押ボタン箱用文字 板（ボタン式）参考図			
図番	付図15-3	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

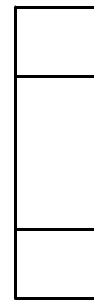
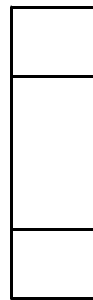
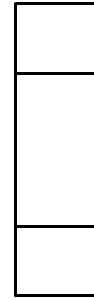
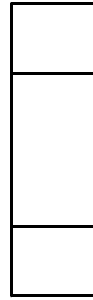


青延長用 タッチ式 押ボタン

Touch to extend
the pedestrian
crossing interval

触摸这个开关
就会延长过
人行横道的时间

스위치에 손을 대면
횡단보도 녹색등
시간이 연장됩니다



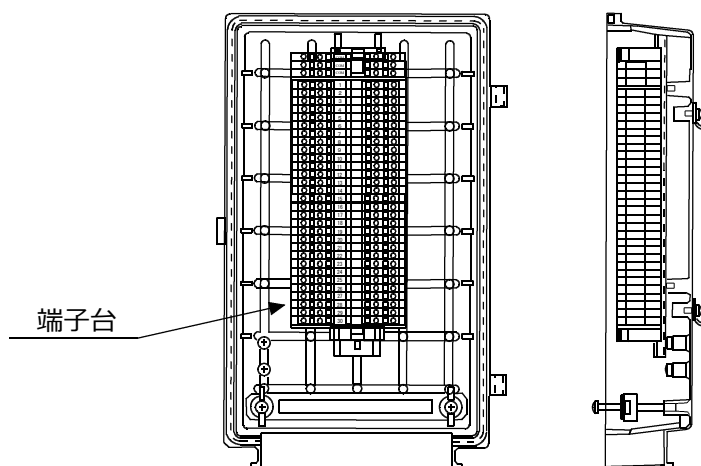
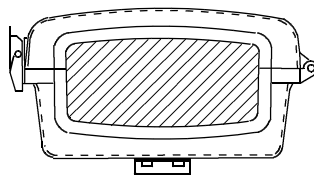
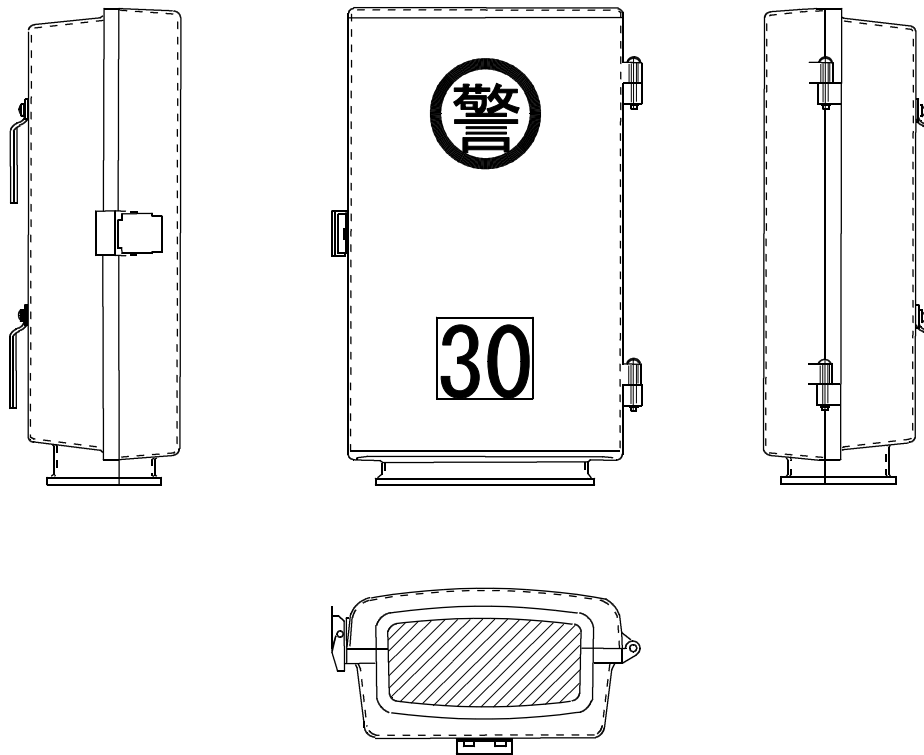
材質 アルミA1050P
寸法 T2×W120×H400
文字および図 エッジング加工 濃紺色
下地 化成処理 白色
表面 クリアコーティング
裏面 取付用金具付(ステンレスバンド留め)

高齢者等感応用押ボタン箱用文字板
(タッチセンサー式) 参考図

図番 付図15-4 縮尺 NOSCALE

秋 田 県 警 察 本 部

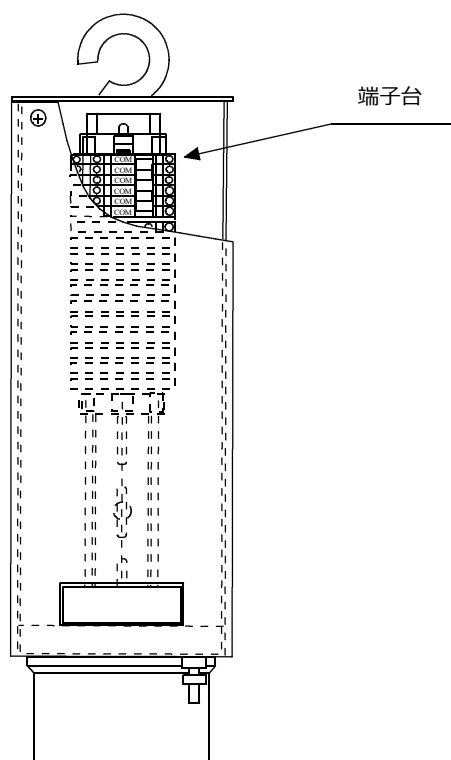
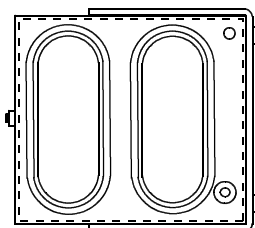
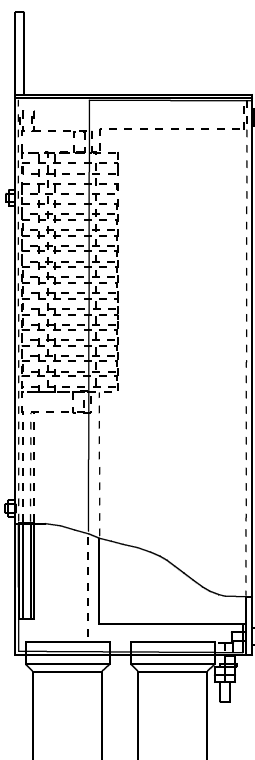
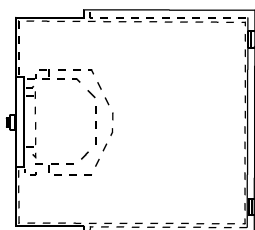
標準（屋外用）の接続端子箱



標準端子箱参考図

図番	付図16	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

柱内用の接続端子箱



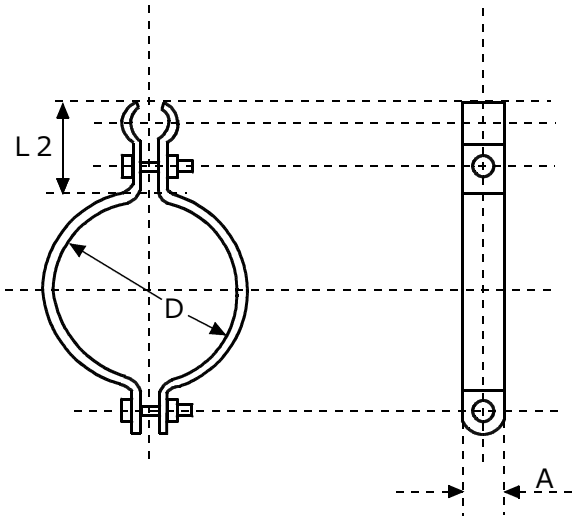
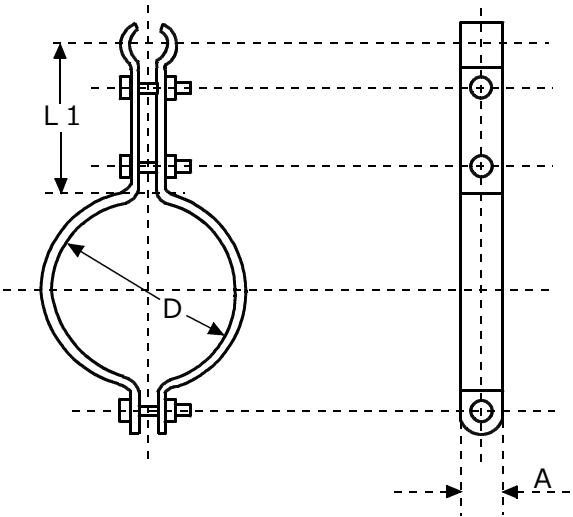
柱内用端子箱参考図

図番	付図17	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

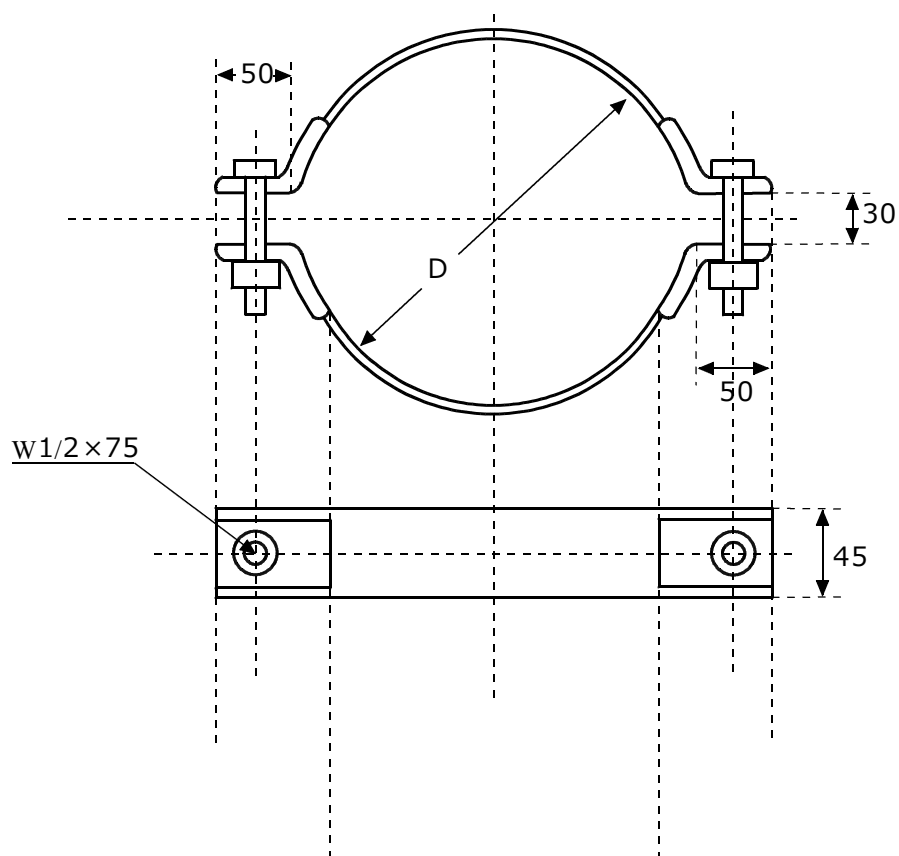
D : 140,160,230,260,270,300

L 1 : 100~180

L 2 : 30~100

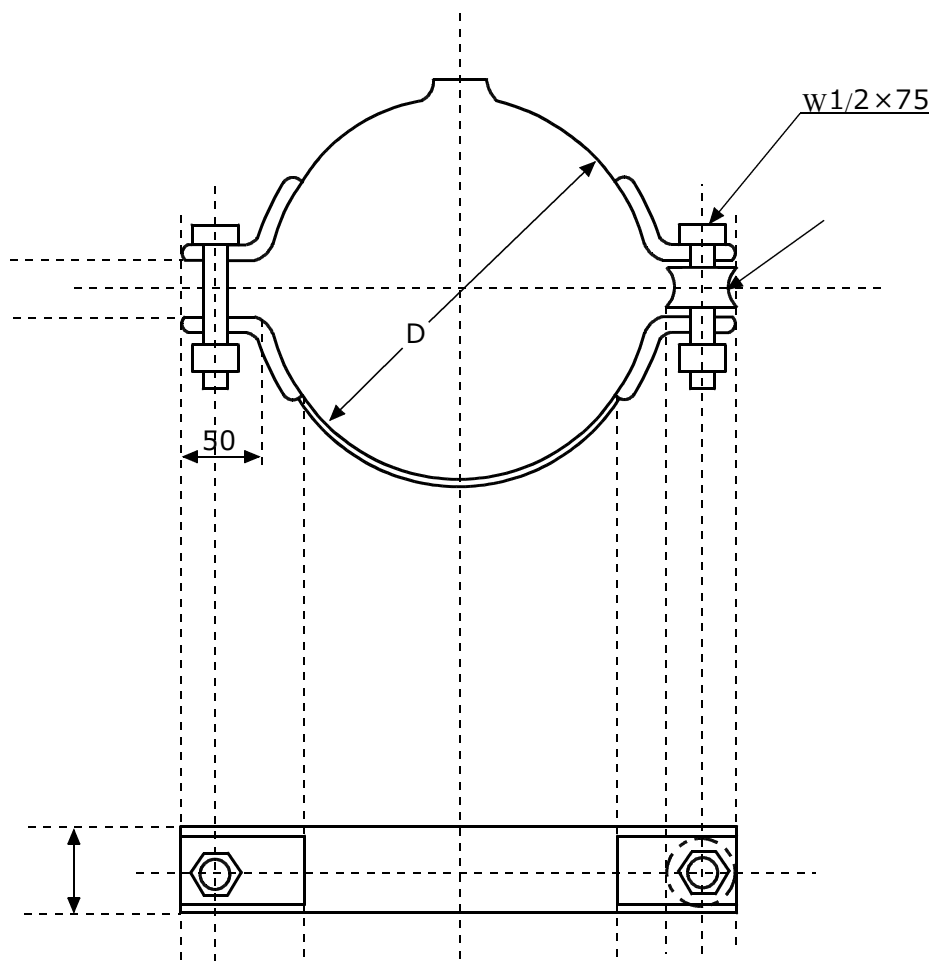


立ち上がりパイプ支持バンド参考図			
図番	付図18	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



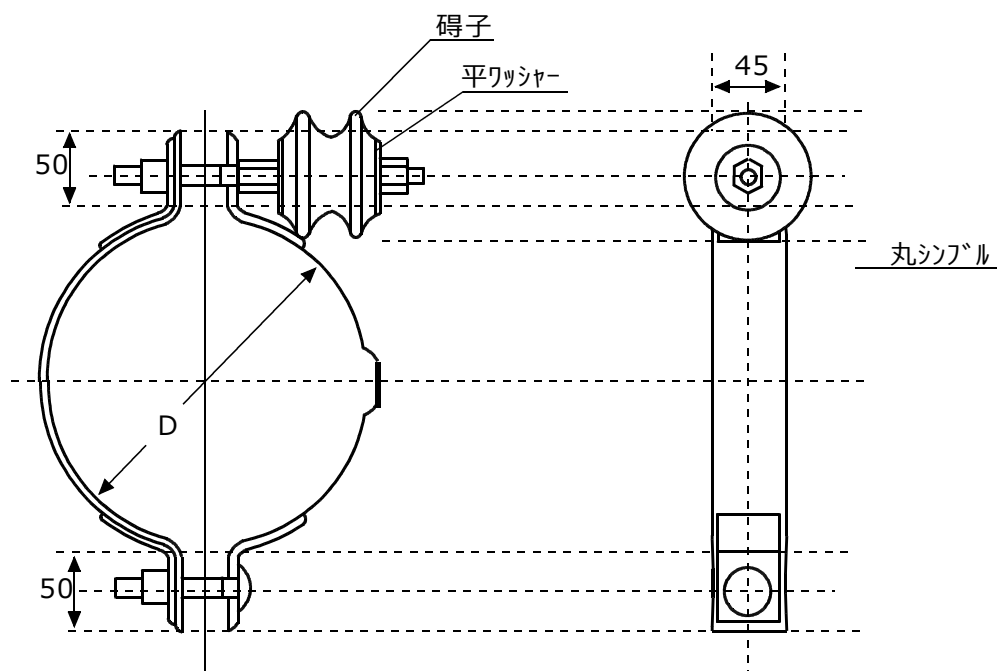
D : 130,150,200,240,260,280,290

架線バンド参考図			
図番	付図19	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



$D : 140, 160, 180, 200, 210, 240, 260, 270, 300, 320$

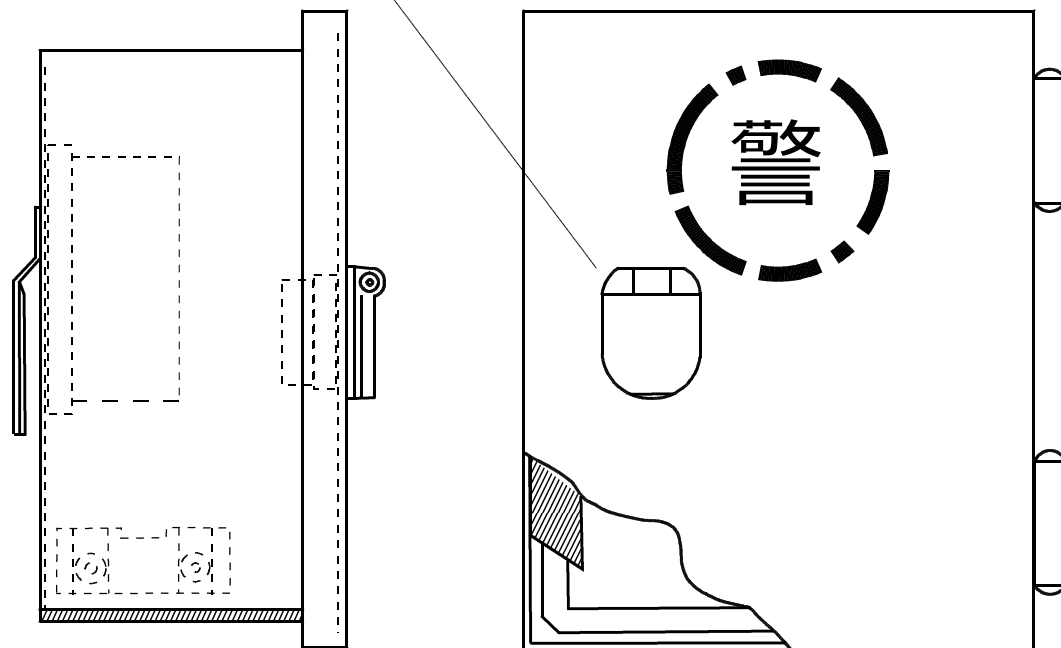
支線バンド参考図			
図番	付図20	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



D : 140,160,180,200,240,250,270,300,320

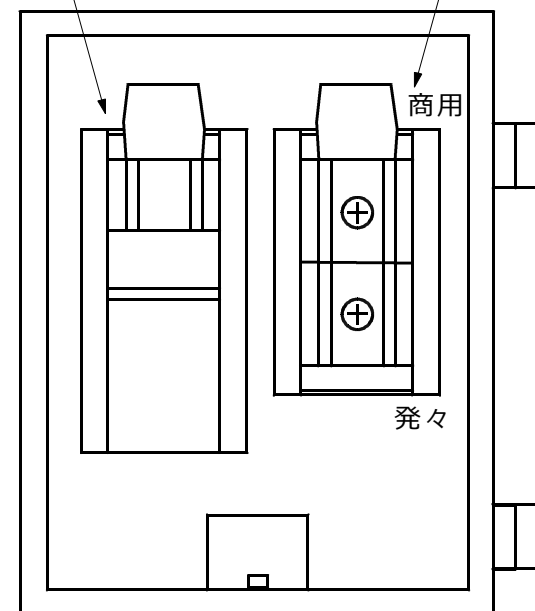
中継バンド参考図			
図番	付図21	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

信号錠（秋田県警仕様）



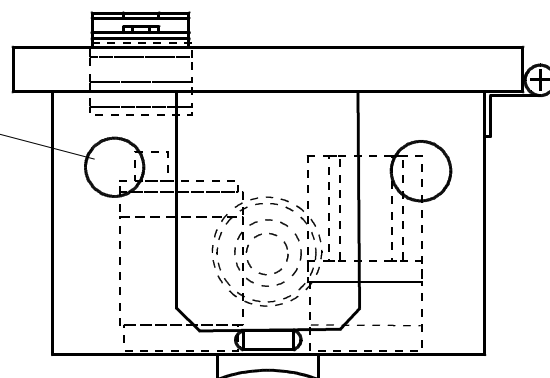
カバースイッチ2P30A

切替えスイッチ



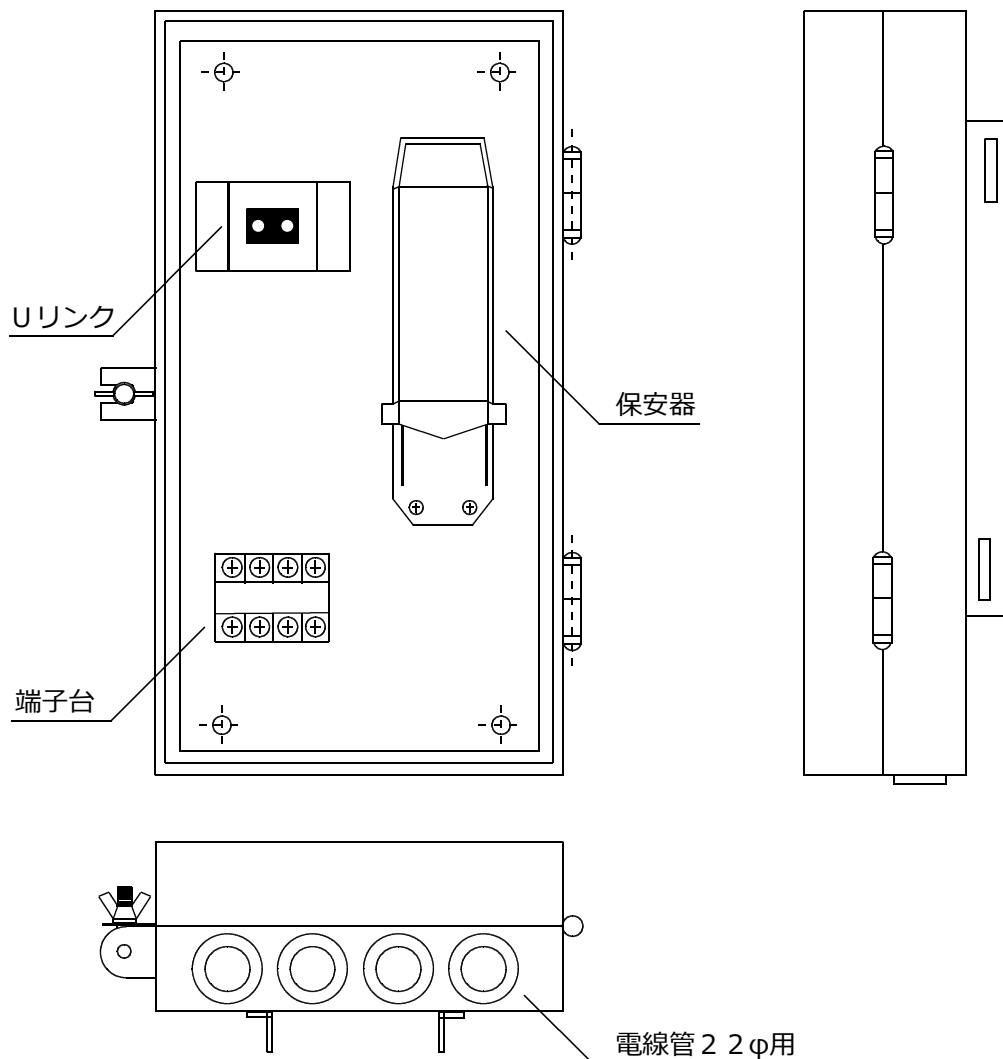
接続コンセント3P30A引っ掛け型

電線管 2 2 φ用



防水形開閉器箱（30A）
（発々端子付）参考図

図番	付図22	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			



交通

防水形専用線接続箱参考図			
図番	付図23	縮尺	NOSCALE
秋 田 県 警 察 本 部			

完 成 図 書 作 成 基 準

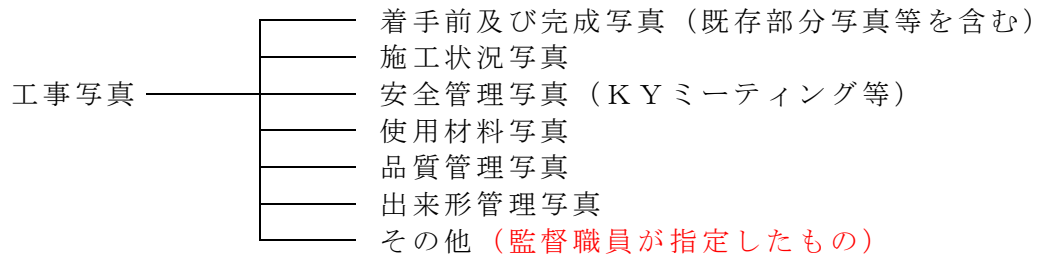
秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 規 制 課

工事写真撮影基準

1 目的

この基準は、秋田県が発注する信号機関連工事の施工記録と工事完成後の施工状況判定の資料として提出される工事写真の質的向上と統一を図るため必要な撮影基準を定めるものである。

2 工事写真は次のように分類する。



3 撮影方法

工事完了後、目視確認ができない作業については黒板等へ次の項目を記入し、写真を撮影すること。完成検査の際に目視確認できるものについては、黒板等への記入は不要とする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 側点（位置）
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 工事場所

4 写真の色彩

写真はカラーとする。

5 工事写真の整理

工事写真は、工事全体の流れがわかるよう、工種ごとに工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成時）が容易に確認できるように整理すること。また、表紙には「工事名」「工期（着手日から完成期日）」「請負者名」を記載する。

完成図書（報告書）作成要領

この要領は、秋田県警察本部が発注する信号機関連工事において提出する完成図書（報告書）の作成要領を定めるものである。

記

- 1 表紙（工事年度、工事名、工事場所、工期等を記載したもの。）
- 2 目次
- 3 各場所別工事概要説明（施工計画書、施工図等）
- 4 主要機器一覧表（品名、仕様、規格、製造会社、製造番号、出荷証明書等）
- 5 各種使用資材一覧表（品名、仕様、規格、製造会社、製造番号等）
- 6 信号機管理簿（時間設定、スルーバンド図）
- 7 承認図及び各機器取扱説明書
- 8 各管理書類（出来高管理書類、安全管理書類等）
- 9 関係官公署への届出、提出書類及び許認可書類の写し
- 10 工事写真（工事写真撮影基準による）
- 11 その他

【注意】提出する完成図書のファイルにあっては下記のとおりとする。ファイルはチューブファイルで作成し、幅が約2～3cm程度の余裕があるものとする。

完成図書	令和〇〇年度	S-番号	信号機〇〇工事
秋田市山王	〇〇〇〇番地先	外〇か所	施工
〇〇電気工事	表紙		

完成図書
工事名 令和〇〇年度 S-番号 信号機〇〇工事
工事場所 秋田市山王〇〇〇〇番地先 外〇か所
工期 から まで
施工 〇〇電気工事
表紙